

## 日野町議会第5回定例会会議録

令和5年6月13日（第2日）

開会 9時05分

散会 16時33分

### 1. 出席議員（13名）

1番	福永晃仁	8番	高橋源三郎
2番	谷口智哉	9番	加藤和幸
3番	松田洋子	10番	後藤勇樹
4番	柚木記久雄	11番	中西佳子
5番	川東昭男	12番	西澤正治
6番	野矢貴之	13番	杉浦和人
7番	山本秀喜		

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町長	堀江和博	教育長	安田寛次
選挙管理委員会委員長	奥野友一	総務政策主監	河野隆浩
厚生主監	吉澤増穂	産業建設主監	福本修一
教育次長	澤村栄治	総務課長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	奥野彰久
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	柴田和英	農林課長	吉村俊哲
商工観光課長	園城久志	建設計画課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	生涯学習課長	加納治夫
学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一	図書館長	長谷川毅
総務課主席参事	岡本昭彦	学校教育課主席参事	山中博嗣

### 4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	吉澤利夫	議会事務局書記	藤澤絵里菜
総務課主査	星田拓臣		

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第46号から議第67号まで（日野町清田財産区管理会財産区管理委員の選任についてほか21件）および報第3号から報第6号まで（令和4年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか3件）について  
〔質 疑〕
- 〃 2 議第46号から議第61号まで（日野町清田財産区管理会財産区管理委員の選任についてほか15件）について  
〔採 決〕
- 〃 3 請願第1号 オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）への日常生活用具給付補助の増額およびオストメイト対応トイレ設置推進等を求める請願書
- 〃 4 議第62号から議第67号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その10）ほか5件））について  
〔委員会付託〕
- 〃 5 一般質問
- |     |        |
|-----|--------|
| 6番  | 野矢 貴之君 |
| 8番  | 高橋源三郎君 |
| 12番 | 西澤 正治君 |
| 5番  | 川東 昭男君 |

## 会議の概要

－開会 9時05分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

はじめに、会計管理者から行政報告があります。

会計管理者。

**会計管理者（三浦美奈君）** 議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る5月31日、令和4年度の各会計の出納閉鎖を実施いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。本日配付させていただきました令和4年度出納閉鎖状況の資料をご覧ください。

まず、一般会計につきましては、歳入107億1,967万5,151円、歳出97億9,403万5,391円、差引き9億2,563万9,760円の残額となりました。なお、歳入歳出差引き額から繰越明許費に係る一般財源1億187万4,000円を差し引きますと、8億2,376万5,760円になりました。

次に、各特別会計の報告をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入20億6,241万2,322円、歳出20億5,293万7,460円、差引き947万4,862円の残額となりました。

簡易水道特別会計は、歳入2,991万5,551円、歳出1,546万9,745円、差引き1,444万5,806円の残額となりました。

農業集落排水事業特別会計は、歳入1億5,474万4,873円、歳出1億3,442万5,548円、差引き2,031万9,325円の残額となりました。なお、歳入歳出差引き額から繰越明許費に係る一般財源582万円を差し引きますと、1,449万9,325円になりました。

介護保険特別会計保険事業勘定は、歳入23億558万1,082円、歳出21億1,921万2,329円、差引き1億8,636万8,753円の残額となりました。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定は、歳入740万1,819円、歳出655万7,169円、差引き84万4,650円の残額となりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入2億9,355万9,637円、歳出2億8,943万3,182円、差引き412万6,455円の残額となりました。

西山財産区会計は、歳入260万3,780円、歳出191万7,476円、差引き68万6,304円

の残額となりました。

以上、令和4年度出納閉鎖状況の報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 会計管理者の行政報告が終わりました。

日程第1 議第46号から議第67号まで（日野町清田財産区管理会財産区管理委員の選任についてほか21件）を一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。また、報第3号から報第6号まで（令和4年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか3件）についても質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

12番、西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** それでは、2点質疑をさせていただきます。

議第64号、財産の取得についてということで、日野町立図書館書架等家具の指名入札についてでございますが、ちょっと全協で聞き漏らしたかもわかりませんが、入札者は何社で行われたかを1点、お聞きしたいと思えます。

そしてから、2点目でございますが、議第67号、令和5年度日野町一般会計補正予算でございます。農林水産業費の農業振興費でございますが、360万円の支援交付金ということが出されております。これは農業者に対しての機械購入の補助金ということでございますが、詳細についてお伺いをしたいと思えます。

以上でございます。

**議長（杉浦和人君）** 12番、西澤正治君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（正木博之君）** おはようございます。西澤議員のほうから図書館の書架の家具の増設ということの郵便入札、今年度から始まりました郵便入札での結果について、ご質問を頂戴いたしました。こちらのほうは5社のほうに依頼をさせていただきましたが、残念ながら、当日、郵送で受け付けさせていただきましたのは1社ということで、1社の落札ということになりました。2社は辞退、2社は未受領ということになっております。

以上でございます。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（吉村俊哲君）** おはようございます。西澤議員のほうから、議第67号、令和5年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、第6款の農林水産業費、第1項農業費、第3目の農業振興費の担い手育成対策事業360万円の詳細についてお尋ねをいただきました。

農業の担い手確保を図るために、県の担い手育成・確保等対策事業費補助金を活用いたしまして、農業経営に必要な農業機械の導入に係る経費の一部を助成するというものでございます。

今回の事業内容といたしましては、認定農業者の方が導入をなされます農業機械といたしまして、コンバインの導入をされることから、それに対して補助をするものでございます。5条刈りで95馬力のものをということで聞いておりました、対象事業費は1,200万円ということでございます。導入機械がコンバインであることから、刈取りに間に合うように、今回の6月で補正計上をさせていただいたものでございまして、9月では刈取りに間に合わないということでございますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 議第64号の財産の取得について、5社の入札で、うち1社だけということは、ちょっと何か、不信というか、何かちょっと感じるものがございませぬ。やはり、できるだけ入札には応じていただけるように、ひとつよろしくご配慮をお願いしたいと思います。

また、67号の認定農業者の方にコンバイン、大変大きな馬力数のごついコンバインでございますが、この頃、農家には本当に厳しい情勢もございませぬので、できるだけ小さな農業者にも、小さいちゅうか家族的な農業者にも当たるような補助的な制度も認めていただければ、本当に今後の農地を守るためにも、小さな農家にも恩恵があるような、また対策を今後とも取っていただきたいなと思いますので、どうか、これは要望でございますので、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** ご要望ということで頂戴しました。入札に関しては、おっしゃるとおり、やっぱり適正な入札ができるようにということで、入札の在り方も検討してまいりたいと思います。ただ、今回の入札につきまして、まず、先ほど申し上げるべきでした。郵便入札で1社のみということで、それは1社でさせていただけるということになっておりましたので、1社でさせていただいたということと、それから今回は特殊家具でしたので、今の図書館に合うという中での、特殊な家具という中で、なかなか各社、入札をしていただきにくかったというようなご事情もございまして、ご理解いただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませぬか。

11番、中西佳子君。

**11番（中西佳子君）** 私も2点、質問させていただきます。

議第63号、工事請負契約について、大谷公園の体育館屋根改修工事についてお伺いしたいと思います。

工事期間は議会議決日から令和5年11月30日というふうになっております。その間、できる限り体育館利用者の方に不便のないように工事を進められるというふう

にお伺いをしているところでございます。工事を進められるにあたりまして、特に出入口付近ですとか、やはり休館をされないのであれば、安全対策ということが重要になってくるのではないかなと思っておりますが、安全対策についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

また、やむを得ず休館をされる場合は、どのように利用者さんに周知をされるのかも伺いたしたいと思います。

また、10月には、毎年スポーツの日を中心にスポーツ天国というのが行われていると思っておりますけれども、今年も行われるというふうにお伺いをしておりますけれども、途中で雨なんか降りますともう、体育館のところに参加の方が集中するような感じで中に入られたりするんですけれども、その日も特に安全対策というのが必要ではないかなと思っておりますので、安全対策について何点か伺いたしたいと思います。

次に、議第66号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いいたします。

勤労福祉会館の大きなものはホールが使用できないというか、一般には貸し出さないというところなんですけれども、会議室の101と102が1つの会議室、101になったというふうに考えておりますし、利用料としては変わらないのかなというところがございますけれども、ホールがなくなるということで、ホールの年間の利用者状況はどのようなものであったのか教えていただきたいと思っておりますし、ホールが使用できなくなるということで、利用者さんですとか町民の方に対して、ご理解や周知というものはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 11番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま中西議員のほうから、議第63号、工事請負契約（大谷公園体育館屋根改修工事）に伴いまして、ご質問を何点か頂戴いたしました。

まず、工期のほうが11月末までということで、今年度、大谷公園の工事につきましては、今回上程させていただいております屋根改修工事と、あと体育館の中の照明灯の工事、あと分電盤等の工事を予定しております。関連しますところとしまして、屋根改修と照明灯ということで、直接的に照明灯が、中を変えるということで利用を止める必要がございます。ですので、その部分と屋根の部分で、いわゆる利用を止めなければいけない時期を合わさせていただくというようなことで、例年、8月ぐらいというのが利用率が、実は暑いので低くなっております。そういった時期に1か月程度止めさせていただくというようなことで、極力利用を止める期間を少なくするというように考えております。

また、周知のほうでございますが、こちらにつきましては、今年度工事を予定し

ておりましたので、事前にその時期をあらかじめ使用を止めさせていただいているというようなことで、周知のほうは既に図らせていただいているところです。

それから、安全対策のほうですが、工事するのに伴いまして、仮設工というようなことで、当然、屋根の工事をしますので、周囲の2階と1階部分の間にひさしみたいなのもあるんです。そちらのほうの塗装のほうの塗膜の工事もしますので、フェンス等で足場のほうを組ませていただいて、対策をさせていただくと。また、大屋根の工事というようなことになりますので、クレーン車等も必要になります。そういったことから、駐車場の部分のほうにクレーン車を配置してするというようなことになりますので、当然、そういうヤードの部分につきまして、フェンス等で区切らせていただいてというようなことで、安全対策させていただきます。

また、スポーツ天国の日が10月ということで重なります。当然、工事のほうの期間には入っていきますので、その部分につきましては教育委員会のほうと調整をさせていただきながら、安全対策のほうを十分、見させていただきたいと考えているところでございます。

また、出入口付近も当然、屋根がございまして、そちらのほうも一時的に出入口を変更させていただかなければいけない状況もあるかもしれませんが、安全対策に努めてまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 地域共生担当課長。

**地域共生担当課長（芝 雅宏君）** ただいま、議第66号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを中西議員からご質問いただきました。

内容については、ホール年間の使用状況と影響、あと周知の方法ということですが、まず、役場周辺の会議室、ホールがなくなるということで、確実に影響が出てくると思うんです。廃止にあたって、過去の利用実績を調べさせていただきました。令和2年度以降はちょっとコロナの関係もありますので、平成30年度から、ちょっと確認をさせていただいたところです。

まず、勤労福祉会館を有料で利用されている団体は、同じように有料でほかの施設をご利用をさせていただくということで、それも年間3から5団体だったので、特に影響は出ないかなと思っております。今回、廃止させていただくことで影響が出てくると思うのは減免団体でございます。減免団体の実績につきましては、1年当たり29.5団体で、回数は192.5回利用されていました。ただ、そのうち14団体で161.75回については20名以下で利用されていますので、勤労福祉会館の101、ちょっと広くなった会議室と201の会議室で代替いただくことも可能な団体もあろうかと思っております。

最も影響が出てくると思われるのは、20名以上で利用されていた減免団体で、こちらについては1年当たり15団体ほどです。回数については30回、三十数回という

ことで、主にこれは役場の関係課が多くて、役場以外の団体についても、林業センターの減免団体にはなっているところです。これまでも林業センターが使えるということで、必ず勤労福祉会館を使われていたわけではなくて、どちらかを使われていたというような内容ですので、影響が出てくると思いますので、今後、該当団体については、ご理解いただけるようにご説明をさせていただこうかなと。

あと、住民の皆様についても、これが終わりましたら、また周知、ホームページとか広報とかで周知させていただくこととなります。

**議長（杉浦和人君）** 11番、中西佳子君。

**11番（中西佳子君）** 大谷公園体育館につきましては、安全対策をしっかり取っていただいて、台風時期にもかかってまいりますので、かなり、どんなふうになるかわかりませんが、しっかりと安全対策でけがのないようにしていただきたいというふうに思います。

勤労福祉会館のホールにつきましては、やはり総会時期ですとか、同じような時期が重なると、林業センターが空いていないと勤労福祉会館というようなこと、私たちがよくあったんですけれども、やはり貸館が集中してくるのかなというのは、今後、課題になってくるかなとは思いますが、皆さんにしっかりと理解していただいて、スムーズにできますように、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

10番、後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** それでは、私からも質疑をさせていただきます。

ただいま中西議員のほうから、議第63号についてご質疑があったところでございますけれども、私からも、議第63号、工事請負契約について（大谷公園体育館屋根改修工事）と、もう1つ、議第62号、工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その10））の2件につきまして、関連してお尋ねしたいというふうに思っております。

まず、地元業者の育成の観点から、この2件にまたがってですけれども、お尋ねしたいんですけれども、地元業者と町とでは既に防災協定を締結していらっしゃるし、また冬になりますと、除雪にもご尽力をいただいているところがございます。非常に感謝しておりますし、住民さんからもありがたいお声をよくお聞かせいただいております。近年頻発しております台風や水害をはじめとしまして、あつてはならないことですが、万一心配されている南海トラフ巨大地震といったものが発生した場合に、迅速な対応をしていただけるのは、やっぱり地元の業者であるというふうに、私ども、思っております。

しかるに、近年の公共工事におきまして、地元の土木業者さんによります工事請負が減少傾向にあるのではないかというふうに思ひますし、また、そういうお声も



よくお聞かせいただいております。今回の入札結果を見ましても、2件とも町外の業者の、1件は出張所さんが落札をなさっていらっしゃるわけですね。

そこで、近隣の市町でも、特に土木業者さんで、こうした出張所扱いで応札をされている市町があるかどうかというのを、ちょっとお尋ねしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 10番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（正木博之君）** ありがとうございます。2件の入札につきまして、地元業者の育成という点でご質問を頂戴いたしました。

まず、今回の2件の業者につきましては、ご指摘のとおりのような落札ということで、地元には本社があるというような業者さんの落札にはなっておらないような状況でございます。

一方で、ご指摘いただきましたように、災害時でありますとか除雪、それから地元のそういういろんな対応という面では、地元業者様に大変お世話になっておりますということにつきましては、心から御礼申し上げたいと思います。

その点で、出張所扱いになっている業者が、ほかの市町でも同じような取扱いで入札を参加されているのかということなんですが、ちょっと詳しくは私、今、手元に資料がございませんので、入札をさせていただくにあたっては、同じような、各市町そのような扱いで取扱いをさせていただいているという認識でおりますが、各市町の詳細の状況につきましては、もう一度改めさせていただいて、またお時間頂戴して、ご答弁させていただけたらと思います。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** 調べていただいて、またちょっとご報告いただきたいというふうに思います。

見ておりますと、やっぱり地元業者以外のところが落札されているケースが、非常に最近、多いように、私も実際、上程していただきます議案を見ておりましても感じるわけですね。非常に残念であるというふうに思います。またひとつ、ぜひ再考いただけたらと、工夫をいただけたらというふうに思います。

再質問させていただきますけれども、業者そのものもなんですけれども、滋賀県では県内産の木材の利用促進に非常に力を入れておられます。三日月知事自身も、山の健康プロジェクトというのをよくおっしゃっているのを聞きます。この中で、県内の森林材をしっかりと使って行って、また植林して、新陳代謝というのが山の健康にとっても大事であるし、また、滋賀県の木材を使うことによって地元業者も潤うという意味でも、山の健康がまちの活気も潤してくれるということで、私たち、受け止めているわけなんですけれども、実際、多賀町さんなんかでは、多賀町中央公民

館の多賀結いの森なんかでは、建設に多賀町産の木材、県内産というより多賀町の木材を使っているんですね。地域内経済循環と、それから木の香りやぬくもりのある癒やしの空間の創造というのを両立しているんですね。

私も、議会のほうからも研修に行かせていただいたり、林研のほうで植樹祭のイベントもあつたりしまして、行きましても、研修したりイベントをやっている間、ずっと木の香りがしまして、非常に心地よいんですね、空間そのものが。しかるに、また当町では、5月の臨時会に上程されました必佐学童保育所第3太陽の子の増設工事を例に取りましても、木造建築ではなくて鉄骨構造となっているんですね。それも大手のハウジングメーカーのシステム建築構造となっております。

もしも学童保育所にも木造構造が採用されていたとしたら、地元の大工さんはやっぱり潤いますし、それだけじゃなくて、子どもたちも木の香りとぬくもりのある環境で過ごすことができたんじゃないかなと思うと、ちょっと、少し残念な気持ちがあるわけでございます。また、学童保育所の請負業者さんは町内の業者さんでありますけれども、金額の大半が大手のハウジングメーカーさんのほうに行ってしまうというふうにも聞き及んでおります。

町として、地元業者さんの育成というのをどのように捉えているのか、この辺をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** ありがとうございます。地元業者さんの育成ということで、製造業とか、今のような建築業に関わらず、コロナ対策の地域商品券についても、この間、町のスタンスとしましては、できるだけ地元でお金が循環するような、現金で給付をするとどうしても外へ行きますので、そういうような視点で財政のほうも組んでまいりました。

もう1点、今回、第3太陽の子の新築工事につきましても、なかなか財政的な問題もありまして、建築につきましても先ほど指摘いただいておりますが、内装につきましても、木質化をする中で、森林環境譲与税の活用をしながら、子どもたちが直接触れる部分については木質化をするというようなところで、若干の工夫をしております。その点はあれなんですけれども、地元の業者さんという意味でいいますと、木材、森林でいいますと、木を伐採して乾燥させて加工するという期間がかかりますので、そこを地元業者さんとどのように調整させていただくのかという中で、地元の材が日野町の建築物やったりいろんなものに活用できるような仕組みが、今は必要なのかなと。

今、日野町で、例えば私、前、企画振興課のときに、ふるさと納税の返礼品で、木製のコースターを地元材で作成させていただいたんですけれども、あれも地元の材を切って乾燥させて加工するというのが、町内でなかなか完結できなかった経験

がございます。そういう意味でいうと、そういうところも育成する中で、どっちが先かという話もあるんですけども、町のほうも地元業者さんの育成に努めてまいり必要があるかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**10番（後藤勇樹君）** もう質疑いたしませんけど、例えばコロナで疲弊した町内の業者さんたちに何らかの形で補助を出すとかいう対症療法というのにも必要かもしれませんが、制度的な部分であるとか、あるいは、今、ちょっとお話ししましたように、町内産の木材、あるいは県内産の木材を使うことによって、今、課長おっしゃったような地域内経済循環といったところから、ちょっと意識の醸成を図っていくというような根本的な部分、根本療法というところも大事じゃないかな。あるいは入札についても、近隣の市町を調べていただいた上でですけども、条例的なものであるとかいったもので、町内の業者さんが、言い方が悪いんですけど優先されるようなシステムといったものを考えていただくとかいうことも必要ではないかなと思いますので、また、ぜひご検討のほう、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

9番、加藤和幸君。

**9番（加藤和幸君）** 議第62号と第66号に関わって質問をさせていただきます。

先ほどから、既に両問とも質問がございましたので、なるべくかぶらないように、かぶったところについてはもう、省略をさせてもらって、それをフォローするような形で伺いたいと思います。

まず、西大路鎌掛線の道路改良その10の第62号の件ですけども、今回、令和5年度工事区間は350.7メートルと。これを令和6年2月20日までに行うというようなことでしたけれども、この区間はもう既に地籍調査も設計もみんな済んで、のり面対策も済んでおって、もう、基本的には路面を築くだけだという箇所なのに、8か月ということですね。決まってから後ですから約8か月、なぜこんなにかかるのかということをお伺いしたいということが1点です。

それから、6年度以降の部分については、軟弱地盤の関係ということで、昨年度に、そういうようなことで延びるといふようなことが提案をされましたけれども、そのようなことで法線もまだ確定をしていないと。点線で記入されていると。そういうわけですから、当然、用地買収も必要だし、難工事と言われる橋梁の部分もある状態なんですけれども、見通しはどうかというのを伺いたいと思います。

それから、66号の使用料条例の一部を改正する条例については、先ほど中西議員が尋ねられましたので、もう基本的にはそれでいいかと思うんですけども、今回の改正というのは、ホールの使用が10月1日からできなくなることによるものということですね。新旧対照表を見させていただくと、一見すると値上げのように見

えるわけですね。だけど、現行から既に101と102はセットで利用しているということですので、名称を、従来の101、102というのを101で統一したと考えたらよろしいんでしょうか。それから、ほかにも名称が変わったりしているんですけども、ホール以外は基本的には現行どおりというように考えてよろしいか。

それから、ホールが使えなくなるわけですけども、その代わりについては林業センターとか公民館などで代替をします。それも、影響とかについては、先ほどご回答がありましたので、基本的にはそれでいいんですけども、団体さんなどからも、何か特に意見は出ていないのか、その辺について、もし何か意見が出ているのであれば、それをお教えいただきたい。

それから、大きな問題ですけども、ひだまり事業所の事務機能が移転することであるとか、それから建物のその後の利用のことなどについては、今のところ、どういうふうにご考慮されているのか。あるいは町民の皆さんへのお知らせ等はいつなされるのか。その辺もお教えいただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 9番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** それでは、加藤議員のほうから議第62号、西大路鎌掛線の工事請負契約の関係でご質問いただいております。

本年度工期につきましては350メートルほどというようなことで、こちらの工区につきましては、鎌掛地先の出来上がっているところから五月台団地の取付け道までの間ということになります。昨年度、この区間につきましては、約430メートルほど、いわゆる道の形を造っていくというようなことで、山を切り開いていったわけです。

それで、今年度、西大路鎌掛線につきましては、現道が走っておりますので、こちらの関係で、昨年度、土のほうを現道の東側のほうに積んでおります。その土も流用させていただいて、今年度、改良を加えながら道の下部分を造り上げていくということになります。ですので、現道からいきますと2メートルから3メートル程度高くなると。その部分を土を改良しながら、土質的にちょっとよくないので、改良しながら造っていくと。それで、舗装の分という基礎の部分まで仕上げていくと。道路側溝等を入れてというような形になります。ですので、工期的に8か月というようなことなんですけれども、結構、土も東から西側に動かすということと、プラス改良も加えながらということになりますので、一定期間が必要になってくるということでございます。

それから、6年度以降のルートのご検討の部分でございます。現在、現課、建設計画課の担当者、関係職員の中で、今後の進め方も含め、ルートのご検討にも取りかかっているところでございます。

現在、西大路鎌掛線に关します詳細設計は一旦、もう全線、終わっております。橋梁の設計も終わっておりますので、そういった中で、極力そういったやり直しの費用も少なく、また、昨年度報告させていただいた事業費がかなり大きくなるというような部分も軽減できるというような中で、ルートの方を検討していきたいというようなことで、取りかかっておるところでございます。

今後の部分でございますが、現在、西大路鎌掛線につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しておりますけれども、現在、国土強靱化の関係で、ここ数年、大きく費用的にもいただけているわけなんですけれども、そういった部分の予算的な部分も含めながら、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

見通しにつきましては、現在、ちょっとルート検討にかかり始めているところということで、当然、令和8年度、9年度までには一定、次のところの用地買収にかかっていかないといけないので、それまでには一定、方向性を固めてしまうというようなことで、進めているところでございます。よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 地域共生担当課長。

**地域共生担当課長（芝 雅宏君）** ただいま加藤議員より、議第66号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてで、ホール以外の部分は現行どおりかということと、団体から今のところ意見が出ていないかということと、現在、今のひだまりの場所、跡地の活用方法についてということと、お知らせ、周知の方法ということでご質問いただいたと思います。

ホール以外の会議室については、もともとは101と102は別の会議室があったんですけれども、平成17年度に、介護予防拠点として1つの大きな部屋に改修をしています。トレーニングルームということになっております。実際、パーティション等で分割できるような仕様にはなっておりませんで、もう、1つの部屋ということで、これまで有料で使用される場合は101と102の2部屋分、400円掛ける2ということでは800円を請求させていただいていました。ちょっとここはややこしいということで、今回、金額に変更はないんですけれども、ほかの会議室を合わせて、表示に合わせて改定させていただいたということになります。

次、今のところ意見は出ていないかということですが、理事会とかで社協では説明をさせてもらっているんですけれども、そこでは意見は今のところ出ていない状況です。

現在のひだまりの場所をどう使うかということですが、ひだまり跡地については、まず勤労福祉会館ホールを改修工事をする関係で、10月から使用料条例の改定を提案させてもらっているんですけれども、事業所自体は、今年度末までは現在の場所で事業実施することになります。なので、跡地の活用についてはそれ以降ということで、来年度以降の活用になるんですが、そこについては市街化調整区域

でございますので、都市計画法の基準を満たすようなことができる形で、福祉サービスの利用を考えています。たくさんいろんな利用ニーズがありますので、今後、空き状態で放置するということはないようにさせていただきます。

お知らせの方法ですけれども、今回議決をいただいたら、即、お知らせをしてくるかなと思っておりますので、7月の広報などでお知らせをさせていただくことになります。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**9番（加藤和幸君）** 基本的にはもう、それでよろしいんですけども、西大路鎌掛線、地元の方は早くということのを要望しておられると思いますので、できるだけ速やかに、いけるところは早くやっていくということが望まれるかと思います。よろしく願いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

8番、高橋源三郎君。

**8番（高橋源三郎君）** それでは、大きく、私、3点あったんですけども、3つ目は加藤議員が質問されたひだまり事業所の関係、大体分かりましたので、3点目は要望をちょっと述べさせていただきたいと思います。質疑としましては、2点お願いしたいと思います。

まず、大きく分けて1点は、議第64号の財産の取得、町立図書館の書架等の家具の購入についてをお尋ねしたいというふうに思います。そして、もう1点は、議第63号の大谷体育館の問題ですけれども、これも質問がありましたけれども、これに関連して水防計画を配布されているんですが、私の昼からの一般質問で、これとちょっと関係がある関係で、先にお聞きしておきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、図書館について質問をさせていただきます。町立図書館について、指名競争入札が何社あったかというのは、先ほど西澤議員が質問されて1社だったということで、なぜ1社だったのか、私も疑問に思ったんですけども、大谷体育館は、確か全協の説明のときに13社の見積りがあったということ、入札があったと聞きまされたけれども、13社と1社では大きな違いだなと。やはり複数の業者が入札されるのがいいと思いますし、幸い日野町の業者だったので、私はほんでよかったかなとは思いますが、よその業者やったらちょっと大変やったなと思います。

次、2点目ですけれども、今回、書架等の家具の購入の配置が、図書館の利用者の意見が寄せられて書架の購入を決められたのか、それとも職員の方が相談されて、こうしたほうがいいのかかなということで、今回、8つの書架を購入されることになったのか、その辺、お尋ねしたいというふうに思います。

2点目ですけれども、配置図面、8つの家具の配置はよく分かるんですけども、

新規と、新旧入替えといいますか、全く新しく置かれるのと、既に置いてあるのがもう古くなったので買換えをされるのか、その辺、どのような状況なのか教えてほしいというふうに思います。

それと、その次に、この配置によって図書館を利用される方にどういうメリットが出てくるのか、使い勝手がよくなるのかどうか、その辺もお尋ねしたいと思います。

最後のところで、この家具の配置によって、図書館の休館日、休館期間が設けられると思いますし、そして図書の貸出しもこの間、中止されるのかなと思うんですけど、その辺、どのようなになっているのか、お尋ねします。

次に、大きく2点目ですけれども、議第63号の工事請負契約で、大谷公園の体育館の屋根の改修工事の件ですけれども、ここは一般質問でもお尋ねしたいと思うんですが、避難所としての機能を持っているわけですね。もちろん雨漏りがしたら大変ですし、競技中に雨漏りがしても大変だし、そして避難所として利用しているときに、台風なんかが来たときに雨漏りがしたら大変なので、これは非常に、45年ぐらい経つんですか。45年経つそうですけれども、やはり改修は大事なことだと思うんです。

この中で1つ、大谷公園、建設計画課から令和5年の水防計画というのが配布されていると思うんですけれども、これを私、見ていて、ちょっと疑問に思ったところがあるんですけど、19ページまではページ数が打っているんですけど、20ページ目は打ってなくて、私が質問したいのは20ページ目なんですけど、この中に指定避難所の一覧表がありまして、27か所あります。一番下に大谷公園が必佐地区に所属しているんですけれども、なぜ大谷公園は必佐地区に所属しているのかが疑問に思うんです。

あとは日野地区から南比都佐地区まではそれぞれ、その地区にある避難所が書かれているのに、大谷公園だけは必佐地区に所属しているということで、場所は大谷であるが。一番下の欄外に、地区内において収容人数が収容施設能力を上回った場合は隣の地区へ行くということが書かれているんですけれども、大谷公園は全町民が集まる場所ではないかなと思いますので、この辺について、建設計画課の考え方をお伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 8番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

図書館長。

**図書館長（長谷川毅君）** ただいま、議第64号についてご質問いただきました件について、順次、お答えいたします。

まず、1点目、入札に関することですが、先ほど総務課長のほうで回答がございましたように、特殊な家具ということで、それに準じて製造するというこ

とで、非常に業者が限られているということで1社が落札したということになると思っております。こちらについては、著名な鬼頭梓さんが建築したもので、家具についてもやはり鬼頭梓さんが設計したものでございますので、素材とか厚みとか角度とかが非常に特殊なものになっておりますので、そういった状況の中で1社が落札ということになったと推測されております。

続きまして、2点目、書架の選定・購入について、利用者からの要望なのか、職員の希望・要望なのかというところでございますが、以前から本の置き場所、特に書庫が非常に、書庫が足りないということで、本が収まらないということで、課題になっておりました。そういったことの中で、今回、棚を増設するということとなりますので、職員の要望ではございますが、ひいては利用者の利便性、要するに書庫にあるものを開架のほうに置けるような状況になりましたので、特に書庫の中に収まっていた今回の郷土資料、日野町に関する郷土資料を開架のほうに置く予定でもございますので、職員の要望というか、ひいては利用者の利便性、利用者のメリットになるということで考えております。

続きまして、今回増設する書架につきましては、新しいものを入れると、要するに増設ということになりますので、新規にこちらを配置するということとなります。

3点目、メリットでございますが、先ほど申し上げたように、開架に、利用者が手に取れる状態になるということで、また本が非常に、いろいろきれいに並ぶということで、利用者にメリットになると考えております。

続きまして、休館の期間でございますが、6月1日から、今、空調更新工事を行っておりますが、その期間の中で今回、書架の新設と、あと蔵書点検、この期間内に収めるということで考えております。全体としては休館期間が長くなっておりますし、ご不便をおかけしておりますが、是非ご理解をお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 高橋議員のほうから、避難収容施設の関係でご質問ということでしたので、総務課のほうから答弁させていただきます。

町内には避難収容施設が29か所ございます。その中で、地区別の線が引いている中でいいますと、大谷公園は必佐地区のほうに入っている理由ということで、ご質問をいただきました。理由につきましては、近くに湖南サンライズがございます。その中で、大体地区ごとの収容人数ごとに割り振りますと、日野地区の9つの避難収容施設、桜谷・東桜谷でしたら3つの収容施設ということで、大体、地区の収容者の方がどこへ行っていただいてもよいようにはなるんですが、自宅からの近くの収容人員ということでの割り振りの中で、必佐地区のエリアの中に大谷公園というのを入れさせていただいているというふうに理解しております。

すみません、先ほどの答弁の中で、避難収容施設というふうに申し上げましたが、



指定避難所という名称になっております。失礼いたしました。

あと、すみません、ご質問の中で、照明の工事中の休館中に避難所としてなっていることにつきましては、今のところ、ちょっと庁内協議ができておりませんので、至急にそのようなときの対応も含め、ほかの指定避難所で対応できるように協議をしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**8番（高橋源三郎君）** 今、29か所とおっしゃったけど、27か所の間違いじゃないかなと思うんですが。数えると27ありますので。ちょっとその辺、了解をお願いしたいと思います。

それと、大谷公園がなぜ必佐地区に所属しているかというのはよく分かりましたけれども、湖南サンライズの人口が多いということで、そこを指定することによって、湖南サンライズの方は大谷公園のほうへ避難してこられるということで、一応理解はさせていただきました。

これは指定避難所が正しいのか、避難収容施設と書いているのと、結局一緒ということによろしいわけですか。この表を見ていますと、資料1のところに指定避難所一覧で。

**議長（杉浦和人君）** 答弁求めましょうか。

**8番（高橋源三郎君）** お願いします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 申し訳ございません。ちょっと現在は指定避難所というふうに言い方が変わったということで、先ほど訂正させていただきましたが、手元に、今日の議案の中には水防計画がちょっとございませんでしたので、水防計画を持ち合わせておりません。大変申し訳ございません。後ほどまた答弁させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**8番（高橋源三郎君）** 図書館について再質問をさせていただきたいと思います。図書館で、今、休館が6月1日からとおっしゃいましたけど、6月1日からいつまでなのか、ちょっとその辺、お願いしたいのと、その間の書籍の貸出しが行われるのか、行われないのか。多分、行われないかと思えますけども、そうであるならば、今、借りられる冊数が決まっているんですけども、多い目に貸出しをするとか、そういうことも考えていただければと思います。

それと、非常に私も借りるのは少ないのやけど、図書館は利用させてもらっているんですが、私の家族が、特に3歳の孫が絵本をよく読んでいるんですけど、母親と一緒に借りに行って、5冊ぐらい固めて借りてきているんですけども、値段を見てみるとびっくりする値段なんです。五、六百円の本かと思ったら、1,500円

ぐらい書いているので、そんな本を5冊も6冊も、もし家で買ったなら7,000円、8,000円になるので、これはもう高いなと思って、図書館で借りられることは非常にありがたいなというふうに思っているところでございますけれども、借りる期間が、ちょっと一時閉鎖されるというのは、何か対応をされるのかどうか、その辺をお尋ねしたいのと、そして、ここに家具の図面が添付資料としてあるんですけど、1つ目と2つ目の家具はこの設計図でよく分かるかと思うんですけど、3つ目以降、8番目まで、全く意味が分からない図面なんです。もし写真なんかがあれば、写真で添付していただければ、イメージとしてすぐ分かるかなと思うんですが、この設計図面では全く、私は分からないような状況ですので、その点はまた、今後は写真等で示していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 高橋さん、要望でよろしいですか。

**8番（高橋源三郎君）** 要望ですけれども、6月1日から閉館期間中と、書籍の貸出しはどうなのかをお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 再々質問のときは前回の質問に対して行ってください。今回きちっと正しい議会運営していくということを言っていますので、今回は認めますけれども、今後はひとつご注意をお願いいたします。

では、答弁をお願いします。

図書館長。

**図書館長（長谷川毅君）** ただいまご質問いただきました休館期間中でございますが、7月26日から開館するということとなります。月、火がお休みなので、26日から開館するということでございます。また、貸出し冊数と期限の関係でございますが、本の貸出しについては制限がなく、休館前に本をたくさん借りられることや返却期限を延長することなどで対応しております。これにつきましては、貸出しの際に、窓口で職員が利用者さんに事前にご説明しておりました。できるだけ本をたくさん借りて、貸出し期間が長いので、そんな説明を窓口でして、対応してございました。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 先ほど高橋議員のほうから、水防計画の中身で、まず、申し訳ございません。指定避難所につきましては27か所でございます。防災マップ等で確認させていただきました。大変失礼いたしました。

それと、日野町におきましては、現在、避難収容施設という言い方ではなく指定避難所に統一しておりますので、過去にはそのような言い方になった名残がちょっと水防計画のほうに残っております。水防計画のほうは建設計画課と調整して、また修正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

7番、山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** それでは、私のほうから、議第62号、工事請負契約（町道西大路鎌掛線道路改良工事）、議第63号、工事請負契約（大谷体育館屋根改修工事）、議第67号、令和5年度一般会計補正予算（第2号）について、それぞれ1件ずつ、合計3件の質問をさせていただきます。

まず、工事請負契約、町道西大路鎌掛線道路改良工事につきまして、随分と西大路側に工事が進んできていること、現場を見て確認させていただいています。今回、その10の工事、施工延長350.7メートル、令和6年2月20日の完了予定で、工事費が約1億2,000万円という工事で進められるわけなんですけど、令和5年度の工事はここまでの完了ということなんでしょうか。

なぜこのような質問をしたかといいますと、昨年度、確か西大路公民館で、町道西大路鎌掛線道路改良促進委員会で示された道路整備計画の図面では、令和4年度、5年度で道路延長、今の区間、430メートル、青葉台の入り口付近までの図面になっていて、結果80メートルほど、今回の工事で換算していますと、短くなっているということなので、この理由をお聞かせ願いたいと思います。その分、総工事の遅れにつながっていかないかと、ちょっと心配しましたので、この点を確認させていただきたいと思います。

先ほど加藤さんの話もありましたので、全体の法線の見直しについては、先ほど答弁いただきましたので、私のほうからは省略させていただきます。

2点目、工事請負契約の大谷公園体育館の屋根改修工事についてです。今回、現状の体育館の屋根の上に、新たにガルバリウム鋼板を設置していくという工事だということでお伺いをしました。屋根を工事するとした、またとない機会ですので、夏場の体育館の中のむんむんとした暑さ、屋根からの熱伝導による、せっかくの機会ですので、暑さ対策は何か講じられたものになっているのか、今回の工事で二重の屋根の構造になるということを伺っていますので、そうすることによって遮熱効果が得られるものなのか。現状は、体育館へ行ってみますと、体育館内に大きなファンが設置されていて、夏場、そのファンを回して換気とか暑さ対策をされている、唯一の暑さ対策ではなかろうかと思っています。今回の工事が、屋根からの暑さのことも検討してのことで進められたものなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

続いて、3点目、令和5年度日野町一般会計補正予算（第2号）、歳出3款の民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費で約1,000万円。令和3年度、令和4年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業および価格高騰緊急支援給付金事業の精算に伴う国庫補助金の償還金ということで記載されています。給付金事業で1,000万円もの多額の償還金が出ているということですので、これらの事業が全て必要とする方に渡っていったものなのか、この点を確認させて

いただきたいと思います。

また、昨年度も新型コロナ対策事業で、同じようにこのような大きな額の償還金の精算がありました。償還金の考え方について確認したいことがございます。実施される事業の予算があって、精算による償還金の金額は、事業が終わった段階でおよそこれぐらいだよということが把握されてのものなののでしょうか。今回の場合やと、もう1,000万円ぐらいの金額を想定して、これが2,000万、3,000万、膨らんでしまうことがないのか。予算があってこうやって精算が出るわけですので、およそ分かっているんじゃないかなと思うんですが、まず財政の運営、執行状況にも関わってくるというふうに思いましたので、この点をちょっと確認させていただきたいと思います。

以上、3件です。よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 7番、山本秀喜の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま山本議員のほうから、議第62号および63号、西大路鎌掛線と大谷体育館の工事の関係でご質問いただきました。

まず、議第62号の西大路鎌掛線の工事の関係でございます。昨年度、西大路のほうで、地元の説明ということでさせていただきまして、4年度、5年度工区というようなことで、鎌掛地先から青葉台手前のところ、昨年度工事をさせていただいた区間までというような予定で、説明させていただきました。

まず、工事を進める中で、実は青葉台入り口のところ辺、奥にちょっと事業所さんがございまして、毎日、大型の車両で出入りをされるというような関係もございまして、通行の確保というような点から、本来ですとその区間までやっていけるといいんですけれども、そういった部分を勘案しながら工区のほうを設定させていただいた関係で、五月台取付け道のところで一旦、させていただいています。

それと、もう1点、続く、ちょうどダム公園のところ辺に入っていくんですけれども、そういった部分での協議も、まだ並行して進めておるんですけれども、こちらのほうの協議も、現在、続いているというようなところになっておりますので、一旦、今年度についてはその工区までというようなことで、させていただいております。

それから、63号の大谷体育館の屋根の改修につきまして、カバー工法というようなことで、現在あります屋根の上に、もう1つ新たな屋根をするというようなことで、カバー工法というようなものになっております。こちらにつきましては、夏の暑さ対策というようなところ辺で検討をしたものになっているのかというようなことでございます。こちらにつきましては、いわゆる鋼板ガルバリウムの下に、いわゆる断熱材的なものを入れさせていただいておるというようなことで、一定、長

寿命化の工事ということで、あまりグレードアップになるようなものと、交付金につかないということもありまして、そういった中で検討する中で、断熱材を入れて、暑さ対策をさせていただいています。

ですので、現在の屋根の上にもう1つ屋根をするということで、現状に比べて約3倍ぐらい効果はあるかなということなんですけれども、具体的な温度がどれだけ下がるというようなところの数字までは出ていないんですけれども、ただ、もう1つ、暑さ対策ということで、先ほど議員もおっしゃっていただきました大型ファンとか使っているのと、あと、利用があるときにはもう、朝の時点から窓を開けさせていただいて対応しているところなんですけれども、正直、現在の大谷体育館につきましては、いわゆる2階部分がおおよそガラス張りというようなことになっておりますので、なかなか、上からの熱は多少防げても、いわゆる窓からの熱というのがかなりありますので、そういったことで、換気をよくさせていただくというようなことがメインになってしまうのかなというふうには考えますが、一定、屋根改修で屋根からの熱は対策を考えられているんじゃないかなというふうにございます。

**議長（杉浦和人君）** 地域共生担当課長。

**地域共生担当課長（芝 雅宏君）** ただいま山本議員から、議第67号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第2号）についてご質問いただきました。

内容については、1,000万円の償還金がありますが、必要な方に渡っているかどうかということと、償還金の考え方、はじめから想定していたものかということだったと思います。

今回の1,001万9,000円の返還金のうち、260万1,251円は、令和3年度からあった分の引き続きの分の10万円の給付金で、その後、6月にまた4年度の方も該当しますよということで、その間、一旦ちょっと清算とかはあったんですけれども、補助金の中には事業費と事務費がありまして、事業費のほうは精算をさせていただいたのと、4年度の追加分を随時、国と調整させていただいていたので、返還はないんですが、事務費については若干、先、まだ残っている分が、郵送の分とかが残っていたりするので、260万円はちょっと残ってしまったんですけれども、そこをあえて残していた分になります。

残りの741万7,003円については、また同じように4年度にあった5万円の給付金の分になりまして、こちらも、国も緊急対策ということで、一般的な補助金等ですと、先に概算、うち町からこれぐらい必要ですというようなことでお知らせして、本申請とかに移るんですけれども、緊急なので、その辺、省略された状態で、大体これぐらいという国の補正予算に基づいて町に入ってくるということで、なので、ここはなかなか、想定していたかということ、緊急で、しかも家計急変の方とか

も追加されてきたりしますので、多少多く取っておかないと、なかなか対応できないということで、結構ぎりぎりな時期でもありましたので、2回目の分、5万円のほうについては、事務費が97万7,003円、事業費のほうで644万円余ってしまったんですけれども、こちらのほうで返還させていただくということになります。

令和3年度については、3年度の支出10万円分については1,445世帯。4年度の支出、こちらは4年度の支出の分と、4年度に新たにあった方がもう、両方含まれてしまうんですけれども、391世帯。こちらで非課税世帯とかを確認させていただいている中では、おおむね渡っているかなと。5万円のほうについても、全体で1,601世帯、家計急変で令和4年度にちょっと収入が減ったよという方が、うち33世帯で、もともとの非課税世帯は1,568世帯ということで、その前にあった3年度、4年度の分と、そう大差はないので、ほとんどおおむね渡ったかと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**7番（山本秀喜君）** 再質問をさせていただきます。

まず、町道西大路鎌掛線改良工事の件ですが、今、事業者さんの通行のところがあって、その分若干短くなっているということでありました。通路の確保のところを勘案しながらということをお聞かせ願いましたので、次の段階が、その点も加味しての工事になるのかなと思いましたが、その点、次の工事になると思いますねんけれども、今、操業されている事業者さんの仮設道というんでしょうかね。そんなことは、もう既に想定されているようには思うんですけれども、そういうことも、青葉台さんの住民さんもおられますので、その点はどの程度、今の段階で、要は考案されているのかということをお聞かせ願いたいなと思いました。

今回の工事費が1億1,000万円ですので、大体毎年2億円ぐらいの工事をしていくというお話を聞かせてもらいましたが、今回はその分のやっぱり予算がつかなくて、工事が短くなったということではないということで、それはもう、確認の意味でお聞かせ願いたいと思います。それを1つ目の再質問にさせていただきます。

2つ目の大谷体育館の屋根の改修工事についてです。断熱材が入っていて、その効果はありますよということでしたので、ありがたく思っています。大谷体育館の中の、要は快適な環境づくりをするために、以前に暑いときの温度やとかを計っていたことがございますか。今回の工事をして、どんだけ効果があったんや。そんなことがされていたものなのか、いや、そんなこともう全然、快適なことまでを加味していなかったよとおっしゃるのか、そういう調査を実施されてきたものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

3点目ののは、ちゃんと渡らなきゃならない世帯に渡っているという理解をさせていただきました。償還金の考え方については、私の思っている、要は大きくならな

い、今回は急変世帯があったので若干多かったけれども、通常こんなことにはならないよと。何でこんなことを言いますかといいますと、償還金があまりにも大きくなると、本当に予算1,000万円が、人件費として1人分がずっと変わってくるわけなので、ちょっと心配しましたもので、通常はそんな大きなものではないよということであるならば、そういう考え方を私は持ちたいと思いますので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま山本議員のほうから、西大路鎌掛線および大谷体育館の工事に関しまして、ご質問を再度頂戴いたしました。

まず、西大路鎌掛線の迂回路の部分につきまして、今年度、また来年度にしていきたいと思います、いわゆる新道となる部分の道が出来上がってくれば、その部分を迂回路というようなことで使っていくことが可能になってきますので、そういった部分で調整を進めていきたいというふうに現時点で、かなり細かい計画図面を書いているわけではないんですけれども、そのような方向で考えているというところがございます。

あと、予算につきましては、当然、先ほど議員おっしゃっていただいたように、今年度も減ったというわけではございませんので、比較的、残っている80メートル区間については新道の部分になるので、一定、計画の高さ近くまでもう、土は盛られているという状況になりますので、今年度するところは、土を動かして積み上げていくという作業があるんですけれども、比較的、その部分は、次年度に回すところで、まとめて使っていくという計画をしておりますので、その部分がスムーズにいくように進めたいと考えております。

続きまして、大谷体育館の屋根改修に伴って、これまでの、いわゆる気温の日常点検・調査したことがあるのかというようなところについては、申し訳ございません。してきていないところがございますので、また一度、その部分を、調査可能であれば今年度、工事実施前に、暑くなってきたときとかに測ってみたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 償還金の考え方といいますか、課題という点で再質問を頂戴しました。

本来ですと、そのような大きなものにはならないというものなのですが、今回のように全世帯に漏れなくきちっと給付しようと思いますと、あらかじめ大きな枠取りで、安牌を取るといいますか、その枠を取らせていただくということも大切だというふうに考えています。その点で、予算規模も大きくなりますと当然、その分の、最後、精算分としては額も大きくなってしまいうような、規模になってしまう

ということも踏まえ、できるだけきちっと事務を執行するというのが第一前提で、議員もおっしゃるように、漏れのないように全ての家庭にきちっと行き届くということをお大前提に事務を進めさせていただく中で、その規模によって生じるものですので、致し方ないというよりは、そこを精査しながら事務を進めてまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

5番、川東昭男君。

**5番（川東昭男君）** それでは、私のほうから、2点ほどご質問をさせていただきます。

まず、1つは、何度も質問されておられますが、議第64号の財産の取得についてでございます。先ほど高橋議員も質問されましたんですけれども、6月1日から7月25日まで、期間中は休館だということで、この間、広報ひのでは5月号、6月号で周知されておられます。返却のみだということになっています。

先ほどの質問で、周知と、それから利用について皆さんに連絡しているということで、それはそれでいいのかなと思っているんですけれども、私はあまりに、2か月弱ですけれども、長過ぎるんじゃないかと。工事に係る期間は仕方がないと思いますが、町民にとって図書館が約2か月弱休館されるということに関しては、もう少し違った方法で、町民に利用できる方法を考えてほしいなと思っています。

私については、日野町の図書館利用カードで、隣の甲賀市だとか竜王町だとか東近江市の蒲生図書館であるとか、近隣の図書館にその期間、提携して、連携して、お互いに貸し合いするといったような考え方を図書館のほうで考えていただけないかなというふうに思いますので、ご意見があったらお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

もう1点ですけれども、議第66号、これも何回も質問されておることですけれども、要は、ひだまり事業所がなくなるか、デイサービスがなくなるか、なくならないかについて、住民にと申しますか、あまり知らされていない。休止されているのが令和2年7月からなんですけれども、その間、ひだまりが閉まっているとか利用者が分かればいいんですけれども、やはり何で閉まったのかという町民からの疑問があります。

1つは、利用が減ったので休止したのか。もう1つは、運営上、いろんな問題があって休止されたのか、その辺について、質問をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 5番、川東昭男君の質問に対する当局答弁を求めます。

図書館長。

**図書館長（長谷川毅君）** ただいま川東議員からご質問いただきました議第64号について、回答させていただきます。



議員ご指摘の、いわゆるお互いのカード利用、広域連携につきましては、各市町の運営規則、また電算システムに関わる問題もございますので、なかなかすぐには対応できないものと考えております。ただ、今後は幾つかの課題を整理して、図書館の利用にできるだけ不便が生じないように、対策を検討してまいりたいと思っております。また、広域連携については、お互いにメリットがあるという互惠精神に基づいて協力するものでございますので、なかなか課題もございますので、いろいろ、今後は事前に検討させていただいて対応したいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 厚生主監。

**厚生主監（吉澤増穂君）** ただいま川東議員からご質問頂戴いたしました、ひだまり事業所のデイサービスの件につきまして、答弁させていただきたいと思っております。

議員ご承知いただいておりますように、ひだまり事業所におきましては、平成8年に日野町福祉サービス公社が設置された折から、つどいのレクリエーションという形で通所介護、デイサービスを始めていただいております。その後、平成12年に介護保険制度ができて、今の介護保険制度の中の通所介護という形で、サービスを進めていただいていたところでございます。その後、日野町社会福祉協議会とサービス公社が合併するなどの変遷を経ました中で、デイサービスにつきましては、日野町の中核として進めていただいていたところでございます。

事業については、訪問入浴を中止したりなど、そういういろいろな経過はあったところでございますけれども、通所介護については、日野町の中でなかなかほかの事業所が進まない中でございましたので、多くの方にご利用いただいて、サービスを継続しておったところでございます。

継続にあたりましては、必要な人員の確保というのが課題でございまして、これまでから社会福祉協議会の中では多くの周知をした中で、人材の確保のための採用であるとかといったことを進めてきたところでございますけれども、思ったように介護人材の募集について応募がなかったといったところでございます。

こういう経過の中で、令和2年、社会福祉協議会の中で人材不足にどのように対処するかというところでございますが、そのほかの訪問介護、ホームヘルプ、それから居宅介護支援、ケアマネ事業所といった事業所について、何とかその2つについては残していくという経過の中で、通所介護についてはやむなく休止というところになったところでございます。

町内では現在のところ、新しくこの3月からデイサービス、小規模のデイサービスもできてきた中で、少しはこのように充実というか、維持をしてきていただいていたところでございますけれども、なかなか難しいところでございまして、今後につきましては、介護人材の確保について、ほかの事業所さんの協力も得ながら、町としましても一層力を入れて、介護サービスが充実するように、また維持できるよ

うに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 川東昭男君。

**5番（川東昭男君）** まず、図書館の件でございますけれども、ぜひ、検討に値するならば努力していただきたいと思いますので、要望にしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、議第66号につきましては、今、丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。日野町全体の介護サービスがどうあるのかということが、まず大事でありまして、介護の人材不足はもう、町だけの問題ではありませんので、今の説明でいいのかなと思います。このような状況を、また町民に知らせていただいて、日野町の介護は大丈夫だよと、努力しているんだよということをぜひ、安心させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2、議第46号から議第61号まで、日野町清田財産区管理会財産区管理委員の選任についてほか15件につきましては、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第46号、日野町清田財産区管理会財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第46号日野町清田財産区管理会財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

議第47号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第47号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第48号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに

賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第48号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第49号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第49号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第50号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第50号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第51号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第51号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第52号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第52号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第53号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第53号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第54号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第54号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第55号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第55号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第56号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第56号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第57号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第57号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第58号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第58号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第59号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第59号、日野町農業委員会委員の任命について

は、原案のとおり同意することに決しました。

議第60号、日野町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第60号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

議第61号、日野町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第61号、日野町農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 請願第1、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）への日常生活用具給付補助の増額およびオストメイト対応トイレ設置推進等に求める請願書を議題といたします。

本日までに受理いたしました請願は、お手元へ配付の文書表のとおり1件であります。朗読を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、朗読を省略いたします。

本請願は文書表のとおり、厚生常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

日程第4 議第62号から議第67号まで（工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その10）ほか5件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。委員会付託については、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。写真撮影終了後、再開いたしますので、終了次第、また議場のほうへお集まりをいただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

－休憩 10時47分－

－再開 13時30分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**総務課長（正木博之君）** 議長の発言の許可を得ましたので、午前中の後藤議員さんのご質問の、町内に営業所を置いている事業所の入札契約に関する取扱いについてということでのご質問を頂戴しておりました。

近隣市町を確認させていただきましたところ、若干の基準の違いはあるものの、おおむね日野町と同じような取扱いをしているというのが近隣市町もでした。具体的に申し上げますと、まず、やはり町内業者、市内業者を優先させて、入札をさせていただいているというのが基本でございます。

その上で、案件によりまして、例えば高度な技術を必要なものとか、複数業者、業者が町内業者だけでは数が少ないときとかいう案件については、準業者、準市内、準町内というような取扱いをされているところもありまして、それで営業所を置いている事業所に参画いただいているという2段階目です。

3段階目には、案件によりまして、町外の、市外の事業者さんもお入りいただいて、入札をさせていただいているというような状況でございます。

いずれにしても、先ほど後藤議員申されましたように、災害など有事の際には町内業者様にご協力いただいているということは、もう十分理解した上で、これはどこの市町も、県も同じような考え方で入札をしております、地元業者を優先するという前提におきまして、先ほども申されました地域内経済循環につきましても意識をしながら、そのような業務を進めてまいりたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 日程第5 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

6番、野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 皆さん、こんにちは。それでは、今日、6月定例会、18期の議会の1番目の一般質問となります。よろしく願いいたします。

私のほうからは、今のタイミングでしか取り上げにくいなと思っていた時事的なテーマで2つ、取り上げさせていただきました。

1つ目は人事、総務政策主監人事が県からつながりがあってというところでしたので、その辺りの期待する効果についてを聞きます。

2つ目には投票率、選挙がございましたので、投票率の低下から考える住民参画のあり方というようなところで、質問をしていきたいと思います。

まず、1つ目でございますが、日野町では、令和5年3月まで副町長が元滋賀県庁職員でした。そして今年度、令和5年4月より総務政策主監に元滋賀県庁職員の方が着任されたと伺っております。社会の変化が速い昨今、町役場だからこそ、外部の人材の活用という影響が多方面にあるのではないかと期待をしております。今

回の総務政策主監人事によって期待する効果について、一問一答方式で質問いたします。

まず、1つ目ですが、一般論として外部人材に期待することというのはどのように考えているのか、総務課にお聞きいたします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 野矢議員のほうから、総務政策主監の人事についてのご質問を頂戴いたしました。

まず、一般論としまして、外部人材に期待することについてでございます。

まず、新しい風が職場に流れることによりまして、職場の活性化というのが第一に期待されます。一般的には、専門分野での知識やスキル、また組織内の従来のやり方にとらわれない斬新な視点やアイデアなどにより、既存のやり方に新しい刺激を与えることなどを期待しております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 新しい風で活性化が行われると。また、当然、お持ちである知見、知識やスキル、視点、アイデアによる刺激が期待できるということですね。そのように思います。

現在、そういう意味では、日野町で主な役職で外部人材といえ、ほかにもおられるのかということをお聞きしたいんですけども、私が把握しているのは総務政策主監と政策参与、また図書館長なども、私的にはもしかしたら外の刺激があるのかなと思ってはいるところなんですけど、そこについてお聞きしてもよろしいでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 外部と捉えるかどうかは別なんですけれども、県との人事交流によりまして主事級の職員が、今、農林課に1名おるのも外部の人材、外部というか交流人事になっております。学校教育課を見ますと、主席参事でありますとか課長補佐の職は、教員の方が教育委員会に来ていただいて、事務をしていただいています。このことも、学校現場の様子が、事務しか知らない行政職員が、そのの先生方とのコミュニケーションの中で、より学校のことを知って事務を進めさせていただけるというメリットにもつながっているかなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** ということは、今までから県との人事交流とかいうようなことは、急に突然行われたことではなくて、今までからもあるということですね。

じゃ、そのような中で、日野町として、もっと県との人事交流、そういった県庁職員に期待すること、特に日野町としてはどのようなことが考えられるのか、お聞

きします。これは町長にお聞きできますか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 県庁職員に期待するということで、まず、県だからとか国だからとか、枠組みでお願いしているわけじゃございませんでして、やっぱり目的があるわけでございまして、例えば日野町での様々なプロジェクトの推進や、契約制度や人事制度の改革などに精通した人材の派遣を、これまでお願いしてきている点が挙げられるのではないかなと思っています。

また、期待する面として、より広域的な視野で様々な分野でのご経験がおありの方が多いので、国や、また県とのつながりを生かして、様々な機関との連携調整を図っていただけるとというのが、大きく期待をしているところです。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** つまり、日野町の課題に対して目的を持って依頼をしているとか、探しているというようなことだったんですね。あと、日野町内だけでいると見えにくいところを見ていただけるような役割を期待しているのかなというようなことを感じました。

じゃあ、実際に現在、総務政策主監に、今、来ていただいているわけですので、特に個人に対して期待することについてもお聞きしてもよろしいでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 河野主監に今は来ていただいております。期待するところは、県庁で経験されたご経験から、その知識と視点を町政全般に統括するお立場でもございまして。そういうのを生かしていただきたいということと、組織内の従来のやり方にとらわれない、新たな視点での業務改善とか、また様々なプロジェクトの推進にもお力添えをいただきたいと思っておるところでございまして。

この間にも、まさに財務事務とか入札契約事務について、担当職員の相談に大いに乗っていただいているところでございまして。また、国や県との様々な連携調整にも、大変お力添えをいただいているという段階です。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 総括しながら業務改善とか主要プロジェクトの推進をしていただいているということで、今のお話で特に相談に乗っていただいているというのが、とても、何でしょう、よい雰囲気とか、よい効果があるんじゃないかなというふうに感じました。そのほか連携調整もいただいているということですね。

じゃあ、もう、ここで河野総務政策主監に、実際にちょっとお聞きしていきたいと思うんですが、政策主監の、実際、今までの得意分野についてお聞きしてもよろしいでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。



**総務政策主監（河野隆浩君）** 私の得意分野についてでございますが、これまで県庁で予算・決算業務、入札・契約業務、企画立案、関係機関との調整業務に長期にわたり携わってまいりましたので、こういったことが私の得意分野と認識しております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** まさに今、日野町でも携わっていただいて、関係していただいているというようなところなのかなと思いました。予算・決算、入札・契約業務とか。

先ほど、町長のほうからも河野政策主監のほうからも、関係機関との調整業務というようなこともお聞きしたんですけど、関係機関との調整業務ってどんなようなことかというのをご説明いただくことってできますか。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（河野隆浩君）** 県庁での中の役割だったんですけども、例えば出先機関との調整もありますし、あと、例えば新しい施策とかが出てきた場合には、国と連絡を取って、何が目的でどういった形で求められているのかといったことを調整しながら、県に役立てるという役割をしておりました。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** いろいろと外部的に調整いただけるということが、役割で担っていただけると、本当に職員の皆様、いろんな業務を抱えている中で、外部的なやり取りを担っていただけると助かるというか、役割分担が明確になりやすいのかなというふうに期待をしているところです。

今、日野町に来ていただいて2か月余りかなと思っているんですが、就任から2か月余りで実際に感じました日野町の印象ですとか、日野町の中で気になった課題、また今までの経験もおありなんですけど、日野町の中で取り組みたいと感じたことについて、お聞きしたいです。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（河野隆浩君）** まず、町の印象についてでございますが、登山客でにぎわう綿向山があり、また田畑が多くあるほか、四季を通じて花が楽しめるなど、まず自然豊かであるということ。それから、まちなかに関しましては、歴史を感じる建物が多く並んでいる魅力のあるまちというふうに感じております。これまで、町に携わらせていただきましたが、国際親善事業と、あと行事とかイベントで多くの方々が熱心に取組をされているなど、町民の方が積極的に地域行政と関わって、主体的にまちをよいものにしたいと思っておられる方が多い印象を受けました。

次に、気になった課題についてでございますが、全国的な問題でもある人口減少と少子高齢化による労働力不足や農家等の後継者不足、地域の担い手不足が、気に

なる課題でございます。

最後に、取り組みたいことについてでございますが、役場の管理業務をしっかりとまず行うと。その上で、人材育成に力を入れ、しっかりとした組織づくりを行い、役場職員力の向上に努めたいと考えています。併せて日野町の魅力を多くの方に知っていただき、日野町を応援する方、関わりを持つ方が増えるような取組を行ってまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** この2か月余りで国際親善事業等々、町民の方の活発なところ既に触れていただいたのかなということで、あと、一般的な人口減少とか担い手不足、やはり課題かと私も思います。業務管理、人材育成等々、取組に感じていただいているということで、今日は総務政策主監の自己紹介的な形で、できるだけ多くの方にも知っていただきながら、少しずつ町民の皆さんとかの交流とか、雰囲気を感じながら、課題に取り組んでいただけたらいいなということで、今日はお話をいただいたということです。

これ以上、ちょっとここはどうなの、ああなのというようなことを、今日はするつもりはないんですけども、少し頭の中に入れておいていただきたいなということだけ、2点ほどお伝えしておきたいなと思います。

これについては答弁は結構なんですけど、まず1つは、俯瞰したネットワークづくりを、総務政策主監というお立場で、ちょっと意識していただけるといいなと思っています。これは第6次総合計画の中にも、課をまたいでいくような体制が非常に重要であるというような見解も示していただいていますとおおり、もう、まさに気づいていただいているとおおり、住民活動とかすごく活発なんです。すごく活発なんですけれども、それが1つずつ活発なのが幾つもあるみたいな形で、ちょっとイメージとしては単独であったり単発であったり、そういうことも行われているとすれば、これって結構、足し算的な形でしかまちの中では動きが取れていない。イメージとしては、もっと複数のところが継続的にかかけ算的な効果を期待できるようなネットワークづくりといった活動というのが、もう少しできるんじゃないかなと私個人も思っております、そのような目線で、少し、それは町内も町外もですけども、見ていただけるといいなと思っています。

もう1つは、先ほどご自身でもおっしゃっていただいた、人材育成とか職員力の向上みたいなところなんですけど、これは今後も再現性を持てるような教育、人材教育みたいなことを少し意識していただけるといいなと思います。これは、世の中的に、日野町内でもすごく、世代間でも起きている出来事としては、社会教育団体の加入、加入していた世代と全然加入していない世代みたいなところの、今、すごく過渡期というか、町の中で活動する人たちの中でも、青年団、子ども会、自警団、

消防団、女性会、今でも消防団とか自警団もすごく活発なんですけど、青年団の加入率とか、以前、お聞きしている子ども会と今の子ども会と少し活動内容が違うなどかというようなことを踏まえますと、あと、飲みニケーションをめっちゃしていたけど、もう最近、コロナもあって、3年間とんとご無沙汰、また飲みに行かなくても仕事ができるやろみたいな風潮があるとかいうことで、いわゆる社会の実体験から学んできたみたいなシーンが、とても経験として、昔はたくさん機会があったけど、今はあまりないと。

こういうような現実を踏まえて、世代としては、そんなの町に出て何かやったら答えが見えてくるからって、今でもおっしゃって下さる方もたくさんいるんですよ、実際のところ。それで、本当はもうちょっとロジカルに仕組みを組立てられそうなところが、なかなかそうはいかないとか、そういうことを私自身、感じておりました、その辺を少し政策主監に俯瞰した目で気にして見ていただけると、庁内の人材育成についても、もしくは役場の外の人材育成についても、少し変わった視点でアドバイスいただけるんじゃないかなと思うところです。このようなことをちょっとお伝えしておきたいというのがありまして、1つ目の質問をこれで終わりにしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。投票率の低下から考える住民参画のあり方ということで、少し今日はこちらに時間を使えるといいなと思っていきます。本当に今日は、わざわざ選挙管理委員長にまで、この議場にお越しいただくというようなことをお願いしまして、ぜひとも少しやり取りを、胸を貸していただきたいと思っております。

投票率の低下から考えるというのは、今年4月、日野町議会議員選挙が、皆様ご存じ、ございまして、4年前と比べましても投票率が低下しました。これは全国的な本当に流れと言ってしまうえばそうなんですけれども、8年前は65.39、4年前は59.81、今回は55.90と、5パーセントずつぐらいい下がっていったというような事実がございまして。これらが与える影響や原因といいますか、それに対して私たちはどういうふうを考えていったらいいのかという対策みたいなものを、一緒に考えながら、考察しながら共有していけるといいなと思っております。このようなことで、投票率の低下から考える住民参画のあり方について、一問一答方式で質問をいたします。

まず、総務課にお聞きしたいんですが、投票率が下がったことによる影響というのは、どのように考えられるのでしょうか。また、このように投票率が上下することというのは、どのように捉えておられますか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 選挙の投票率の低下から考える住民参画について、ご質問

を頂戴しました。

まず、投票率が下がることによる影響につきましては、町政に対する関心の低下にもつながりかねないと考えます。また、投票率が上下することの意味につきましては、住民の皆さんの政治に対する期待、それから関心が影響しているものと考えます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 投票率は町政に関する関心が表れているんじゃないかということで、私もそのようには思います。実際、関心が高ければ行くやろうと、行かないということは、全然興味ないんやろうというふうに純粹に思うことではあるんですけど、例えばこんなふうなご意見もあって、投票に行かないということは、そんな困ってへんのちゃうかと。困っていたり、課題があったら行くだろうと。困っている人が少ない、これはある種幸せなんちゃうかみたいな分析を聞くこともあるんですけど、これについてはどのように思われますか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 感覚的な話になるかと思うんですけども、一概に困っている方が投票に行くかという、イコールではないと私は思います。というのは、投票に行くことによって、自分の思いやったり願いやったり、生活というのが変革する、政治に託した中で転換するという実体験がやはり少ないのかなど。そのことで、投票に行って社会を変えようとか、この議員に1票を託して、選挙で投票することで、自分のやりたいこと、まちづくりが変革してくるという体験につながるような仕組みが大事なかなど。そういう意味では、困っていないから投票に行かないというのは、イコールではないようには感じております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 困っていないから投票に行かない、イコールじゃないだろうということで、私もそう思います。こんな感じで、ちょっと仮説についてお話ししながら、ちょっと迫っていききたいなど、本質に迫っていききたいなど思っています。

実際、そういったインパクトがあるから投票に行くというんじゃないだろうかと本当に思っておりまして、じゃあ、選挙にまつわるその辺りの、もうちょっと大まかな枠組みからちょっと確認をさせていただきたくて、選挙管理委員長にお越しいただきました。

選挙に関わる既存の組織とその役割ということで、この選挙では大変ご苦勞、ご活躍をいただきましたが、その周りのことも踏まえて、少し教えていただけますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 選挙管理委員長。

**選挙管理委員長（奥野友一君）** 本日の会議に出席要請をいただきまして寄せていた

できました、選挙管理委員長の奥野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今年の4月の統一地方選挙における町会議員選挙で見事当選されました議員の皆様方、当選おめでとうでございます。先般、当選証書を付与させていただきました。今後、町政発展のために、議員活動をますますご尽力いただきますように、よろしくお願いをいたします。

さて、今般、選挙に関わる既存組織とその役割についてご質問いただきました。選挙が公正に行われるため、公的な機関として、国および県や市町村に選挙管理委員会が設置されています。これらの機関の役割としては、国や県の選挙管理委員会は国政選挙、すなわち最高裁判所の裁判官の国民審査、ならびに衆議院・参議院議員の選挙、さらに、県の選挙管理委員会では、県知事選挙ならびに県議会選挙、それから私どもが所管しております町の選挙管理委員会では町長選挙ならびに町議会選挙を執行ならびに管理をいたしております。特に、選挙管理につきましては、国政選挙をはじめとする全ての選挙についての投開票事務についても、町の選挙管理委員会が行っております。

そのほか選挙管理委員会や、住民団体で構成される明るい選挙推進協議会がございます。これはおおむね市町村単位で設置されておまして、日野町にも日野町明るい選挙推進協議会がございます。その場で選挙啓発等を行っておるところでございます。選挙が公正かつ適正に行われ、選挙人の意思が政治に正しく反映される、明るい選挙の推進を目的といたしているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 選挙管理委員会は選挙、本当に選挙の事務としては全般していただいているということですね。明るい選挙推進協議会も、公正かつ適正に選挙が行われるように活動いただいているというようなことで、主な業務が公正かつ適正な執行業務といただいているんですが、ちょっとこのまま続けてお話をさせていただきたいんですけども、ということは、選挙管理委員会としては、目標とかそういうことはないんでしょうけれども、基本的には問題が起きない、起きずに遂行されるということが、ある種の活動の指針になっている、目標になっているという考え方でよろしいでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 選挙管理委員長。

**選挙管理委員長（奥野友一君）** 選挙管理委員会は、選挙を公正かつ適正に行うことがやはり第一義でございますし、併せて投票率の低下、今、ご質問をいただいております投票率の低下がないように、啓発活動も併せて行っていくことが、やはり選挙管理委員会の主な任務であるというふうなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 適正な遂行と、投票率のことについても触れていただきました。

明るい選挙推進協議会というのも選挙に関わる組織ですよとご説明をいただきましたが、具体的に、明るい選挙推進協議会との活動の違いとか、すみ分けみたいなものというのはあるんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 選挙管理委員長。

**選挙管理委員長（奥野友一君）** 選挙管理委員会は、法令に基づく設置機関としております。明るい選挙推進協議会は、民間の事業者らが行っていただくところで、選挙管理委員会も参画をしているというようなことをございまして、選挙の啓発を行うという点では、選挙管理委員会も明るい選挙推進協議会も同じ目的ではないかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** そもそもの組織の母体の成り立ちが違うというようなことですが、啓発を行っていくという意味では同じ方向を向いているというようなことなんですね。ありがとうございます。

ちょっとここで一旦、総務課にお聞きしたいと思ひまして、明るい選挙推進協議会には補助金が出ている、補助金という名目かと思うんですが、この内容については、例えば具体的にこういうことをして下さいという業務委託的な中身があつての補助金なのか、そもそも活動自体はお任せで、活動に対する補助金として出ているのか、その辺りはどのようになっているんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 日野町明るい選挙推進協議会の町からの補助につきましては、団体として補助を出させていただいておりますので、選挙管理委員さんもお入りいただいた中で、日野町の場合ですと社会教育団体とか加入いただいている中で、会合を開かせていただいて、選挙啓発について、また明るい選挙の執行についてということでの啓発活動を目的に、どのようなことをしようかということで、会でお決めいただいて、そのことでの、その事業に対しての補助を、町としては執行しているということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 公平、公正な明るい選挙推進についてということですね。先ほど来からご説明いただいているので、大体そういうような啓発をしていただくんだなということは分かりました。

今回は、投票率について少し絞ってお話を、もう一度、奥野委員長にもご質問させていただきたいと思うんですが、選挙管理委員会の会議の中で、投票率というのが話題に上がるというか、もしくは本当に会議の中の議題として上がるということはあるんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 選挙管理委員長。

**選挙管理委員長（奥野友一君）** 選挙管理委員会は、選挙の都度、それぞれ何回か開催をいたしております。その中ではやはり適正かつ公正に、どのような形で選挙を執行していくのか、まず、これがやはり第一義的になります。併せて、選挙の啓発につきましても、やはり投票率の低下は、社会参加を促す点から非常に重要な問題であるというふうに選挙管理委員会では捉まえておまして、そのことも議題にしながら、委員でそれぞれ共有しながら、事務局のほうとも併せて協議をしているというようなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 投票率の向上についても併せて議題でお話しいただいているということで、ありがたいと思います。例えば、今、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会という2つの団体を、名前を挙げていただきましたが、仮に投票率の向上というテーマで活動するみたいなことになると、どういうところが実際に担うといえますか、仮に担うとすれば、どこが担うべきだとお考えなのかということについてお聞きしたいんですけど、その理由としまして、結構、このテーマになると、議会や議員が、ここに対してもっとしっかりせなあかんでと言われることがあるんですよね、やはり。当事者ですので、それは言われて甘んじて受ける立場であると思っておりますが、ですが、議会や議員だけが投票率の問題とか成り手の問題とかを議論をしていくというのもまた、違うかなというふうに思っていて、より多くの、ほかにもそういったテーマで議論をされたり、もしくは自らアクションを起こすところが、議会のほかにも、投票率向上のためにどこかアクションを起こしてけれないかなと思いつつながら過ごしてまいります。

そういう意味で、何のための議会で、何のための選挙かって考えたら、もちろん住んでいる方とか地方行政のための議会という、住民福祉の向上のための行政と議会ということなので、そのように考えると、仮にそういった投票率向上を担うところというのは、どこがふさわしいとお考えになるでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 選挙管理委員長。

**選挙管理委員長（奥野友一君）** 投票率の向上対策は、非常に広範にわたって行われる必要があると思っております。特に、小中高校では主権者教育という形で、社会科の中でそれぞれの学年に応じた教育が行われておりますし、とりわけ選挙年齢が18歳になった関係から、高等学校でも公民という教科の中で、そういった主権者教育が積極的に執り行われているというふうに承知をいたしております。

また、併せて社会一般につきましても、それぞれ社会教育なり何なりの中で、政治に参画するような方策というものがあるのかないのか、あるいは私どもは街頭啓発だけで、現在、終わっておりますけれども、またそういった面も今後必要になっ

てくるのではないかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** もう、全部言っていたような感じで、本当にありがたい選挙管理委員長だと思って、お聞かせいただきました。確かに、どこが担うというのではなく、みんなの問題としてみんなが、そういったことを啓発とか教育できるようなところは、機会を見て常日頃から行うのがいいのかなというふうに思いました。ありがとうございます。じゃあ、18歳から選挙もあるので公民の授業もあるだろうというようなことで、詳しく教えていただきありがとうございます。

そこで、さらに今度は総務課のほうに、聞いていきたいと思えます。当局としては、投票率というものについては、実際に上げたいのかと質問をするんですけど、そうすると、上げると言うと思うんですけども、投票率を上げたい、それはなぜかというような答えまで考えるとすると、どうなるでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 住民の皆さんの声が反映されたまちづくりを実現するためには、選挙が公正かつ適正に行われ、住民の皆さんの意思が政治に正しく反映されることが大事だと思います。このため、選挙管理委員会としましても、選挙の公正かつ適正な管理執行という話を委員長もいただきましたように、投票率の向上に関しても重要な職務であるというふうに認識しております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 投票率向上に関しても重要な職務であるとおっしゃっていただきまして、もし、4年前の私だと、投票率がどんどん下がっているから、投票率を上げることがせなあかんじゃないですかとめっちゃ言っていたと思うんですけども、やはりこの4年間でもう少し思慮深くなりまして、もう少し掘り下げたいと思っております。

投票率というのは、実際に上がれば、投票率が上がればイコールみんなが幸せなんかとか、投票率が上がればみんなが何かに参加しているのかというのは、少し疑問が残るものになるのかなというふうなことも考えると、このような、全国的に投票率は低下しているという事実があって、これって立候補者数とは関係ないんですよね。

ちょっと一旦、これも見ている皆様にもお伝えしたいんですけど、例えば今、町議会は無投票が増えているんですけども、じゃあ、無投票じゃない市議会がいっぱいありますね。市議会は結構、無投票じゃない、町は結構、無投票。だとすると、町で選挙があった場合、市議会よりも投票率が高いんですよね。ということは、立候補者の数とか割合と投票率とは、関係が必ずしもリンクしないというようなことが1つ言えると思えます。なので、議員の成り手不足というのは今の議論とは別で



しなければいけないということをちょっとお伝えしておきたいと思います。投票率と成り手不足は別問題であるということですね。

ということを踏まえて、じゃあ、なぜ投票率が上がらないのかというようなところに掘っていきたいと思います。投票率が上がらない理由というのを、総務課としてはどのようにお考えいただいていますか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 投票率が上がらない要因でございます。政治や選挙に行くことの意義を学ぶ機会がなかなか少ないことによりまして、政治への期待、それから関心が低いこと、それから選挙によっては争点が見えづらいことなどが主な要因ではないのかというふうに考えます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 2つお答えいただきました。選挙に行く意義を学ぶ機会が少ないのではないかということと、争点が見えづらいときとかは投票率が上がらないんじゃないかということですね。確かに、選挙に何で行くんかというのを、大人になってしっかり教えていただいたことはないかもしれません。もう、この立場になって4年たちますから、全くなかったのかとか、僕は頭の中でよく考えているしなどか思うともう、正確なことは分からないですけども、多分、大人になって選挙に行く意義、意味みたいなものを学ぶ機会って、もしかしたらないのかもしれないというふうにも思います。

じゃあ、確かに、今、おっしゃったことが理由であれば、投票率が上がらないのは、その機会がないからですよというふうになってしまう。また、関心が低いというのは間違いはないんですけども、争点が見えづらいというのもメディアではよく言われますね。国政とかでは今回の争点がない、大義がないというのもありますし、争点じゃないとみんなが明確にどこに投票していいか分からんというようなことはあるんですけど、ただ、その前からちょっとお話しいただいていたとおり、投票に行くということ自体が、自分の意思表示をちゃんと反映させるということであると、争点みたいなものが面白おかしくセンセーショナルに出るから選挙に行くというのは、ちょっと動機としても違うかなというふうに思います。テクニックやパフォーマンスを磨こうという話ではないと思うので、じゃ、そう考えると本質はどこなのかみたいなのが、また違うところにあるんじゃないかなと思います。

ということを踏まえて、投票率というものは、ちょっと1つ言葉を付け加えて、住民参画の数値化、投票率が高ければ住民が参加している、もしくは住民参加の数値を何かで測るとしたら投票率で測れるみたいな言い方もされることあるかもしれないんですが、そのように投票率というものは、住民参加の数値化として考えられるのかというのを総務課にお聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 選挙の投票が住民参画ということに、数値化として考えられるのかということでございます。総務省が立ち上げた常時啓発事業のあり方等研究会最終報告というのがございまして、そちらでは主権者教育のキーワードとして社会参加というのを挙げられております。実際に社会の諸活動に参加し体験することで、社会の一員としての自覚は増大して、結果として主権者としての資質能力を高めることになるというふうにされています。

このように、住民参画により、投票への意識とか投票の質が高くなるというふうに考えられます。一般的には投票率は住民参画の数値として考えられるものというふうに認識しております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** しっかりした指針を報告書から出していただいた答弁です。主権者教育のキーワードとして社会参加が挙げられて、住民参加によりその意識がどんどん高くなって、投票率は住民参画の数値として考えられるというようなこと、私もそう思います。住民参画というのが、僕、かなりキーワードだと思っていました、多分4年前も同じテーマでお話ししたときに、そのときは住民意識調査のデータも基にお話しさせていただいて、住民参画が十分とは言えないんじゃないのというような着地をさせていただいたことも覚えています。

今回はそれとは別の、ちょっと観点として投票率というものと住民参画のお話なんですけど、ここには幸福度もリンクしているというようなデータを僕は信じています。外国の幸福度が高い国のデータは、軒並み幸福度が高いところは投票率も高いというようなデータ、例外があったとしても、ほぼほぼそのデータなんで、あながち間違っていないだろうなと思っています。例えばデンマークですと、今回の最新の2023年の幸福度ランキングで2位ですが、ここが選挙の投票の義務がない。権利、要するに義務化されていないということ。義務化されていたら100パーセントみたいになるんで、義務化されていない、そして罰則もない。デンマークが大体85パーセントぐらいの投票率であると。幸福度は2位であると。これが50年間85パーセントぐらいなんですよ。これって、1つの社会の変化が投票率を下げているという言い訳もできないというか、という数値になってしまっているなと思って、驚いているところです。

こんなふうなことを考えると、幸福度というのはどういうふうに考えていけるかみたいなことかというと、この政治に関心があるとかないとかというよりは、先ほど総務課長からおっしゃっていただいたみたいに、日常生活の中で政治と結びついている、要するに投票する意義を知ることなんですけど、もっと、投票とか関係なくて、日常生活がまちと結びついているよと、日常生活の中で行政と結びつい

ているよ、政治と結びついているよということを知っているというのがデンマークらしいです。

デンマークの中では、特に日本と違う点としては、自分の考えを表現する教育を特に受けている。自分の考えを表現する教育を重要視しているということですね。あなたはどうしたらいいか、あなたは何が好き、得意か、そして物事を話合いで決定していくという訓練をずっと受けているという、これが、言うたら民主主義を本当に教育で教えているみたいな表現で文献には出てきます。

そう考えると、さっきのをちょっとまとめますと、投票率の高さに対して、困っているから投票に行くとか、困っていないとかいうことではないと。争点が明確化とかいうことでもない。50年間高いということは、時代の変化とかそういう言い訳もできないということで、まとめますと、日常的に意思表示をする習慣を持っているとか、また話し合って決定する習慣を持っているというようなことが、とても投票率向上の鍵になるんじゃないのかなというふうに、デンマークの例から私は推測したんですが、そう考えると、投票率の向上って、どんどん話に移り変わってきましたけれども、投票率の向上の鍵は教育なんじゃないのかなというふうに落ちてきてきているんですけど、僕の中では。総務課長はどのように思われますか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 私もおおむね、今、議員がおっしゃったような、教育というかどうかは別なんですけど、私も今回の質問をいただく中で、データを見ていましたら、若者の投票率が上がらへんという中で、若者の投票率の分析をする中で、家の中でご家族が投票に行かれる家庭のほうが、行かれない家庭よりも20ポイント高かったという結果が出ているんです。

これは、親がとか家族が行かれるから息子、娘も行くということでは、ニアリーイコールのところもあると思うんですけど、そうではなくて、家庭内でそういう話が出ているのか出ていないのか、日頃から。例えば、もう選挙やなど、今回選挙ってこういうことやなどか、例えば日野町議会選挙やな、今度議員さん何人出やっぺんなど、この人どんな政策やろな、選挙公報来たわみたいな話が、家庭内でディスカッションとか会話、日常会話の中である家庭というのが、議員がおっしゃる教育とか、家庭教育の部分になるのかなと思うんですけども、つながるのかなというふうに認識しているので、そういうところの風土とか、日頃からの自分の周りの環境の中で、そういうことを話せるとか、そういう雰囲気、それが教育とかどうかあれなんですけれども、大事かというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 日常的に家庭の中で話しされている、もしくは投票に行かれていますと、家族も投票に行く人が多いというようなデータを基にお話しいただきまし

た。確かにそうですね。今のお話を聞いてちょっと思い出したのが、政治と野球の話はするなということを経営で教わることを、ちょっと思い出しました。タクシーでも言われることかもしれないですけど、やはりちょっと、もめごとのもとになるからしゃべるなというような教えを、大人になって受けて暮らしていると、それはしゃべらへんわなみたいなふうに、今ちょっと、ふと思ってしまいました。

ただ、それを教育と呼ぶか、でもリテラシーとかいうことでいうと、何らかの教育なんだろうと思うんですけども、次に、6番目の質問に移りたいと思うんですが、そうすると、教育というジャンルで、もしこの話を進めていくとすれば、私の知っている政治に関する教育の言葉というのは主権者教育というものなんですね。

ただ、先ほど申し上げたとおり、大人になってから、じゃあ投票に行く意義を誰かにしっかりと教えてもらう機会があったのかということと疑問だなと思うと、じゃ、主権者教育はどこでどういうふうに行われているのかということも確認しておきたいなと思います。なので、現在行われている主権者教育の内容というものを教えてくださいませんか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 主権者教育の内容としましては、町独自でやっているものというのは、選管としてやっているというのはかなり少ないのですが、例えば二十歳のつどいでの啓発資料の配布でありますとか、県選管の委員会を実施主体とした小中高等学校向けの選挙に関する出前講座などあります。ほかにも、先ほど委員長が申されました各小中高での教育等の中での主権者教育というのが、もちろん挙げられるかと思えます。

もうちょっと広く捉えますと、議員の皆様もご経験いただいていると思うんですが、小学校でのふるさと学習といいますか、町の幸福論の教材の中で、例えば議場を舞台にして、自分たちの政策提言が、議会というこの議場のところで発表する中で、いわゆる主権者教育というか、それも主権者教育につながるのかなというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 主権者教育、二十歳のつどい等で啓発資料等の配布と、小中学校での出前講座、また小学校の取組というか、小学校の取組は本当にそう思いますね。ああいう形で触れ合って、少しでも考えていただく機会がずっとあるというのが、あれが毎年毎年続いているというのは本当に素晴らしいことだなと思っています。

これを、今の、いただいたお話の中で少し詳しく聞きたいんですが、もしかしたら教育委員会のほうにお聞きしたほうが詳しい方がおられるのかもしれないんですけども、小中高向けの出前講座というのはどんなふうに行われているかという

のが分かれば、教えていただけますか。

**議長（杉浦和人君）** 学校教育課主席参事。

**学校教育課主席参事（山中博嗣君）** 主権者教育では、子どもたちに参政権を得ることの重要性を理解させ、政治や社会の諸問題を自分の問題として考えさせることが大事であるというふうに考えています。先ほどの話にもありましたように、小学校では議場のほうの見学をさせていただいて、議会の仕組みや選挙における投票の制度について学んだりしております。また、租税教室といたしまして、税務署の職員の方に学校のほうに出向いていただいて、租税の仕組みや税の使い方等についての理解を図るというような出前講座をしていたり、中学校、高等学校では公民であったり公共の学習の中で、国会や裁判、国民の義務や権利などについて、教科書中心に学ぶ機会を持っています。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** いろいろな講座というか、事業を踏まえてやっていただいているということですが、主権者教育の出前授業みたいなものが総務省のページにあって、そこにはゲーム性を持った、結構、何でしょう、ボードゲームなのか詳しくは分かりませんが、そういうような参政剣伝説みたいなことが書いてありますものがありました。そういうようなことだと、大人とかも一緒に取り組んだりも実際にはできる、できそうだなと思いついていたんですが、実際、高校とか以外にもそういう素材というのは、町なかでも使えるのかどうかというのは、高校でもそういうような取組というのはされているか、分かりますか。

**議長（杉浦和人君）** 学校教育課主席参事。

**学校教育課主席参事（山中博嗣君）** 高校のほうでは、副教材の私たちが拓く日本の未来というのを活用しまして、授業を行っているというふうに聞いております。具体的には、町内のいろいろな事象を基に、それを活用してしているというのは、私は今のところ、現時点では聞いてはいないんですけども、中学校や高校では、自分たちの代表を決める生徒会の選挙もございまして、そちらの選挙を実際に演説や投票をすること、また選挙管理委員会をつくって開票作業等を行うことで、より主体的に、政治について、選挙について学ぶ機会を持っているというふうに聞いております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 多分、主権者教育というのは昔からあったんですね。最近急に始まったものじゃないと思うんですけど、そうやって昔からもあったとすれば、それによって投票率がどんどん上がるというのが、今、下がっているわけですから、ちょっとリアルじゃない、もう少し別の角度から何か取組が必要なのかなというふうには思います。

ただ、学校でしていただいていることというのは多分、とても大切なことなので、そういったことはどんどん、これからも続けていただけたらいいなと思うんですが、今のを聞きましても、そういったことを大人でも、やっぱり大人はないなと思いつながら、今のお話、税はどういうふうに使われているかみたいな話もなかなかないわけですが、議員になろうと思って勉強したらあるんですけど、軽いライトな取っかかりはそういうのがないなと思うんですが、そういった投票が住民参画であるというようなことがちょっとでも意識できるような主権者教育というのが、ちょっと大人にも必要なんじゃないかなと思うんですが、総務課としてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 議員がおっしゃいました、総務省のホームページに出ています参政剣伝説というのは、いわゆる防災ゲームのようなイメージで私も見せていただいていたんですが、各地区の防災の出前講座なんかでも、防災士さんを中心に、今、そのような取組をしていただいているところもあります。具体的にやっぱり、カードを出す中で、こういうときに自分がどういう判断をするかとか、実際に自分が避難所に行ったときのイメージで、カードをどう取捨選択するかというようなところでのリアリティーの中で、自分自身が学ぶというか気づくというか、そういう意味でいいますと、この教材を私もまだ見たことがないので、すぐ使えるか使えんか分からへんのですけども、さっき議員がおっしゃった、大人でもライトな取っかかりという、ゲーム感覚であるのがどうかという議論もあると思うんですけども、まずは入り口は低いところから興味を持ってもらうような、そういう出前講座に、例えば町の選管の書記の者が出向かせていただいて、一緒にそういうことをする中で、主権者教育を進めていくというのも1つかなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** やっぱりボードゲームってすごい今、教育教材としてよく活用されておりますので、たかがゲームではない、取っかかりやすさと得られるもの、そしてみんなでそれについて話し合うことが楽しかったなというような印象になれば、よりいいんじゃないかなと思います。総務課長からおっしゃっていただいたみたいに、それが出前講座みたいなことで住民側からとか各地域からも申し込みやすかったらいいのかなと思っていました。ありがとうございます。

ちょっと今日は、こういったちょっと難しい話をできるだけ難しくなく、違う視点で捉えていきたいなと思って掘り下げてきたんですが、最後に、ちょっと教育の話になってきましたので、また教育長と、最後にまた町長に一言お聞きしたいなと思っています。今のお話で、政治に参加するには、主権者教育というと、どうしても政治の話、1票を投げることによって、投じることによってどういう意味がある

のかというセミナーをやりますよって言ったら、そもそも政治に興味がある人しか来ないんじゃないかなという気もするんですよ。裾野を広げるというのは、その観点じゃちょっと難しいのかなと思ったりして、どこに答えがあるんだろうみたいなふうに思います。

ただ、先ほどのデンマークの話題が1つ、私はヒントになるような気がしていて、話し合っただけで物事を決めるというのは政治である必要がないので、政治というテーマで、これから政治の話しますよ、投票したらどうなるという話ししますよじゃなくて、もっと身近なあれこれについて、単純に自分の意思表示をして、相手の話を聞いて、それから話し合っただけで結論を導き出すという、もう、これって話し合いの、単純にロジックというか、をみんなで作っていきよという、この機会を持ち続けるということが1つの教育の、何か方法になるのかなと思っています。

教育長にお聞きしたいのは、学校教育の中でも、こういった子どもたちが意思表示したり、相手の話を聞いたり、物事を決めるという活動をしていただいていると思いますし、それをさらにもっともっといろんなシーンで、結論をみんな決めました、みんなで決めていくという結論を持てるというのかなと思ったり、またそれを延長線上でいうと、大人になっても社会教育の場で、子どもが学校教育で意思決定をみんなですするというのと続いて、大人でも社会教育の場所で、みんなで意思決定をするという場所というのがシームレスにある町であつたらいいなど、これが1つの答えというか、投票率の話でしましたけども、実際、幸福度を高めて結果的に投票率が上がると。そのためには、みんなで話し合うという教育が注目されるのかなと思うんですが、教育長はいかがでしょう。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** ありがとうございます。先ほどから一問一答でいろいろとやり取りがある中で、いろいろと考えるところがあつたんですが、2つ、私は大変重要なことを指摘いただいたなというふうに思っています。

1つは、学校での教育というのは大変重要な意義があるなというふうな思いです。学校で主権者教育の内容、あるいは議場訪問させてもらったりとか、あるいは町の将来デザインを考えるというふうなことを子どもたちが取り組んでいる内容が、ひいてはそれが家庭に伝わって、大人たちに伝わっていくというふうな意味で、学校の果たしている役割は非常に大きいなというのが1つございました。

もう1つは、主権者教育に関わって、子どもたちはいろいろと皆さん方で議場の体験もさせてもらって、経験をさせてもらっているんですけども、前回の議会の中でも質問があつたんですが、子どもたちはいろんな政治問題について考えるというふうなことがあつて、例えば人口減少問題のことについて考えるというふうな議論もありました。そういうプレゼンをしてくれたこともありました。前回の議会でも

申し上げたんですが、いかにそれを子どもたちが自分事として捉えられるかどうかというところが、ポイントではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、まちづくりの主体者を育てる教育、まちづくりの主体者を育てる教育を、主権者教育で大変重要な意義であるというふうなことを捉えて、していくべきだなというふうなことを思ったのが2つ目でございます。

そういう意味で、議場訪問で子どもたちがこちらのほうで勉強をさせてもらっています。やがて10年後には彼らも主権者として、一人前の大人として、まちづくりに参画をしてくれるというふうなことを信じて、そういった教育をこれからも大事していきたいし、学校教育での内容が、ひいては社会教育のほうにも波及していくと、影響を及ぼしていくというふうなことで、社会教育の分野においても頑張っていくべきだなというふうなことを感じたところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**6番（野矢貴之君）** 子どもたちには本当にいろんな機会を、町の調べ学習からもう、結構早い段階からそういった町の課題とか、町のことを知りながらよく考えていただく仕組みになっているなど思っています。こういった議場に来ていただいて発表いただくというのも本当によい機会、私たちにとってもよい機会やし、それが大人も見えていただいたり、もっともっと大人の人にも見ていただけると、よりよい効果なのかなと思っています。ありがとうございます。

そういった中で、町長に最後にお聞きしたいんですが、私、ぶっちゃけて言いますよ。結果的に投票率が高いというのが必要な、見えやすいものなんであれば、それを1つ指標に使うって幸福度を高めていく。とにかく幸福度さえ高かったら、何とでもなるというようなぐらい、幸福度、どうやったら高められるんだろうなということを考えています。恐らく町長も同じように、そこは同意いただけるんじゃないかなと思うところで、今回のお話というのは、幸福度を高めていく方法として、若者会議がこれからもっともっと生きていくんちゃうかなということを、私が今の一連のお話の中で気づいたことで、それをちょっと町長にも、今後の幸福度を高めていくところに、若者会議とか、もしくはそこに付随する形でいろんなことを考えていけるんちゃうかなというようなことを、町長にも一緒に考えてもらって、一言もらえたらいいなと思っています。

ばらばらな意見を1つの答えにまとめていくって、本当に結構大変なことですけど、それで相手と違う答えが出るとか、自分の答えが反映されないことって、民主的にやっていくとあるじゃないですか。あるんだけど、そういうものですよというのであれば、不満ってたまっていかに、それをどんどん繰り返していく。また、違うところで自分の意見が、また述べたり、相手のことを聞いて1つの意見をまと



めていく。1つの意見をまとめるというのは、いろんな意見を完全に100パーセント飲み込むことではないこともあるよねとか、答えが出ないこともあるよねというようにことごと、話し合う機会が多くないと分からないことかなと思っています。なので、教育の場で、先ほど申し上げたとおり、本当に自分の意思を表現して、相手のことを聞いて1つの答えを出すということをやってみようというのを繰り返し繰り返しやっていくということが、すごく幸福度を高めていくことに近づいていくんじゃないかなと思っています。

そういう意味で、時系列で言ったら、小学校5年生、6年生がチームでプレゼンをつくって下さって、町の課題を解決するような話を考えてもらったり、議場に来て質問をしてもらったりというような機会を持っていただいているというのが、1つのスタートみたいなどころかなと思っています。今ないのは、ないけどあったらいいかなと思っているのは、そこからどんどんつながっていくような考え方、中学3年生になって同じような機会を持ったときに、また違う考え方があるなって、人の話を聞いて思うし自分も思えるような、また中学生も議場でプレゼンをするなり、議場見学に来ていただくなり、また、高校生もそういうような機会があって、あのときこうやったけど今回はこうやな、また次、二十歳のつどいの頃に、20歳になった成人の方、実際は18ですけども、20歳の方々と議会とお話する機会も、以前はありました。その次ぐらいに多分、若者会議というものが位置づけられて、みんなで話し合っ、自分たちのやりたいことを1つ実行して行って、またそれがいろんな、幾つもの部が発足していると。これをさらに延長線上で行ったら、もしかしたら中年会議とか、地域の中での円卓会議とかいったものも、実際は行われていないので、実は年齢が上になったら話し合いが上手なのかというと、決してそうじゃないかなと思っていますよ。

そういうようなことも踏まえて、みんなで話し合っているいろんなことを決めていくというのが、町の政策の人材育成の重要な柱になるのかなと。これが幸福度マックスに持っていける方法なんじゃないのかなと思っていますが、町長はいかがお考えになるのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ありがとうございます。18期も野矢議員らしい質問からスタートして、大変ありがたく思うところでございます。まさにおっしゃるところですし、幾つかキーワードをおっしゃっていただいたのではないかな、これからの地域づくりであるとか、政策形成も含めてですけども、重要な、幾つかキーワードがあったのではないかなと思います。

当町でも私、共創、ともに創り出していくという言葉掲げております。それは企業、NPO等はもちろんですけども、住民の皆様、あらゆる属性の方々と一緒

につくっていくということを掲げておりますので、まさに若者会議というものを、そもそもゴールを明確にしたものではなくて、そこに若い方々が集まってゴールまで考えてもらうという、本当にある意味、主体性を引き出すような枠組みでやってきているところでございますので、本当にそれというのは、たまたま若い方々だけの話で、言っていたいたような中年会議というのも、(仮)でも非常に素晴らしい案ではないかなと感じたところでございます。

ですので、引き続きこういった手法、従来のやり方にとらわれずやっていくということが、社会参画、こういう政策への参画、そしてこういう選挙への投票に反映されるような形で表現がなされていくというのは、大いにあり得ることだなと感じているところでございます。

そして、幸福度ということにつきましては、非常に重要なテーマの用語でございまして、最近ウエルビーイングという言葉もありまして、我々の政策においては非常に、なかなか主観的な価値観というものを、政策的に数値的になかなか定義しづらいがゆえに、今までそれを目標、目的にしてこなかったという経緯がありますけれども、全国の自治体や海外なんかでは、最終的に我々何のためにやっているか、人が幸せであるためにやっていますので、もちろん様々な課題はありますけれども、研究しながら、そういった幸福、ウエルビーイングというキーワードも、これから考えていくのは大いにありだと思いますので、素晴らしいご意見をどうもありがとうございました。

**議長(杉浦和人君)** 野矢貴之君。

**6番(野矢貴之君)** 以上で私の質問は終わりいたしますが、本当に幸福度を高めていくというの、投票率をきっかけにちょっと考えていけた、いきなかったなと思ってお話しさせていただきました。実際、投票率ってもう、本当、複合的なものなので、あと全国的な流れもありますし、そこに逆らって、1つの町だけとんでもなく上がるなんていうことも現実的じゃないような気もしているんですけど、やっぱりこうやってしっかり、どういうことが本当、大切なことなのかなということを、表面的な数字だけじゃない部分で一緒に考えていきたいなと思いましたし、今日はそれをちょっと考えられたかなと思っています。

幸福度を高めるというようなことは、これからもやっていきたいですし、先ほど町長おっしゃっていただいたみたいに、幸福度ってやっぱり、人によっても少し考え方が違いますので、そう考えると、本当に内面の満足度がウエルビーイングだと思います。そう考えると、まさに教育、社会教育がとても重要だなというふうに思いますので、今後も社会教育と幸福度について、どんどん研究していきたいと思っております。

今日の質問はこれで終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、8番、高橋源三郎君。

**8番（高橋源三郎君）** それでは、事前通告に従いまして、分割で2問、質問をさせていただきます。

まず、1問目でございますが、大谷公園の果たす役割についてということで、質問させていただきます。

日野町にある大谷公園は、スポーツ施設として町民のスポーツ振興に大きな役割を果たしているところであります。また、ここは同時に災害等が発生したときの指定避難所にもなっています。添付資料のほうに写真がついていますので、見ていただければと思います。スポーツ施設としての役割以外にもいろいろな役割を担っている公園であると思います。

そこで、大谷公園について、ハード面とソフト面の両面から質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初にハード面から1点目の質問です。2025年、令和7年、滋賀県を会場として第79回の国民スポーツ大会、現在の国民体育大会が開催される予定となっています。この大会で日野町は、正式競技として成年男子の軟式野球が、大谷公園球場を会場として開催されます。このことは、町民の皆さんにはまだ十分には周知されていないように思いますが、今から42年前の1981年に滋賀県で開催された第36回国民体育大会、びわこ国体と言われていましたんですけども、相撲競技が大谷公園体育館で行われました。このときは、早くから教育委員会に国体事務局が設置されて、全庁、全町民を挙げて準備と開催・実施に取り組んでいたことを、当時、私、役場の職員だったために記憶しているわけでございます。

今回、隣の東近江市では、既に国スポ・障スポ推進課というのを立ち上げて、サッカーとかソフトボールとかボクシングとかいろいろ、8つの種目の競技の受入れ態勢の準備を進められています。一方、日野町では、令和2年度から国民スポーツ大会準備室というのが生涯学習課のほうに設けられまして、生涯学習課長が準備室長として兼務されているわけでございますけども、しかし、その活動はまだ町民には、今のところ何も見えないのが実情でございます。

今回、軟式野球が大谷公園野球場を会場として開催されるにあたって、昨年度、野球場を整備されまじたり、あるいは、今年度は体育館の屋根の改修工事をされるわけですけども、国民スポーツ大会の競技の受入れのために進められているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

次に、2点目としましては、ソフト面からの質問をさせていただきます。大谷公園が災害時の指定避難所となっていることは、先に申し上げたとおりですけども、ここは鳥インフルエンザの発生時の対応拠点施設にもなっていると聞いています。よって、大谷公園は、スポーツ施設としての役割以外にもいろいろな用途としての

役割を担っている公園であるわけです。特に指定避難所としては、規模が町内で一番大きな施設だと思います。

近年、全国のあちこちで震度5以上の地震が多発しておりまして、また台風も年々大型化、巨大化してきています。よって、日野町においてもこうした地震とか台風の被害がいつ発生するとも限りませんので、そのため、万一多くの町民が災害時に避難してこられた場合に、朝の質疑で聞きましたら、日野町民全部ではなくて必佐地区の、特に湖南サンライズの住民が大谷公園に避難してこられるということをちょっとお聞きしましたので、全町民じゃなくて必佐地区の住民ということで。このときに、役場本庁との通信手段として、インターネットとかWi-Fiなどの整備が、設備が必要となるわけですが、通信機器は整備されているのかどうか、お伺いします。

最後に、3点目の質問ですけれども、当会場での軟式野球の試合の様子は、地元の町民ですと直接観戦することができますけれども、この大会に出場されている他府県の住民の場合、インターネット中継などで動画の配信があれば見ることができると思いますが、今後そういう計画が予定されているのかどうか、お尋ねします。

以上3点、よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 8番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** 大谷公園の施設整備についてご質問をいただきました。

まず、1点目の施設の改修のご質問ですが、大谷公園は昭和54年に供用開始し、約45年が経過し、各施設の老朽化が進んできたため、日野町公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用しながら、順次改修を行っているところです。

野球場につきましては、長寿命化を図るための改修と、国民スポーツ大会の軟式野球の競技会場として使用するため、施設基準を満たすための改修を併せて行ったところです。また、今年度に予定をしております体育館の屋根等の改修工事は、長寿命化計画に基づくものとなっております。

次に、2点目の通信機器の整備状況ですが、現在、インターネットの整備には至っておりません。しかし、大谷公園を指定避難所として開設する場合、施設運営に携わる職員への本部指示事項の迅速な伝達や、各種災害情報収集等、通信手段の確保は防災上重要であると認識をしております。

現在はインターネットに接続できる持ち出し用パソコンを配備することで、指定避難所と役場庁舎との通信手段を確保することを考えております。Wi-Fi設備につきましては、避難者が様々な災害情報を入手できるよう、住民の安心安全の観点から、27か所ある指定避難所の全体の導入状況を鑑みながら、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、国民スポーツ大会に向けた体制面等につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（安田寛次君）** 国民スポーツ大会の概要についてですが、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025として、令和7年9月28日から10月8日の11日間で、滋賀県を会場に開催されます。日野町での開催競技は軟式野球競技で、日野町をはじめ東近江市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市の5市1町で開催することとなっています。日野町での試合は、10月4日土曜日、5日日曜日の2日間に、大谷公園野球場で5試合を行うこととしており、滋賀県軟式野球連盟と協力しながら、大会の運営に向けて準備を進めているところでございます。

国民スポーツ大会を契機に、身近にスポーツを感じ、楽しむことができるよう、各種スポーツの振興、健康増進、体力の向上、フレイル予防などの取組を通じて、機運の醸成を図ってまいりたいと考えます。

また、これまでから推進してきました各種のスポーツ振興に加えて、みんなのスポーツ広場の開催など、スポーツ人口の拡大に向けた働きかけについて、具体的な内容を、スポーツ協会やスポーツ推進員さんと協議を進めていきたいと考えております。

最後に、大会当日のインターネット中継についてですが、これまで開催されてきました都道府県の例によりますと、専用チャンネルを設置し、ネット配信会社と契約した上で、決勝のみ放映するサービスを行ってこられたようです。映像の配信にあたっては、放映権などの課題もあるため、今後は、県の実行委員会や軟式野球競技を開催する5市1町が協議していく中で、決定していくものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**8番（高橋源三郎君）** 大体分かりましたけども、何点か再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、軟式野球の会場は5市1町ということで、6会場、そのうちの1つが大谷公園ということで、日程の中で2日間だけ大谷公園でされるということをお聞きしました。ちょっと昔の話になりますけども、藤澤町政のときに、蒲生元議員が、レスリングが今、日野町は盛んな町だから、レスリング競技を誘致してはという質問された経緯があるわけでございますけども、結果的には軟式野球に決まったわけですが、この辺の、どう言いますか、軟式になったという、レスリングではなくて軟式になったという総括について、役場として何か総括をされたのかどうか、その辺をまず、1点目をお聞きしたいというふうに思います。

2点目としましては、日野町へ来られる選手の受入れ体制についてですけども、前回、相撲のときには、全選手が民泊という形で、あちこちの集落の家に分かれて

いただいて泊まっていたいただいた経緯があるんですけども、今回は、選手はどのような形を取られるのか、お尋ねします。

3点目ですけども、ほかの市町で国スポの受入れ協議などの横断幕なんかを庁舎などに掲げておられるところがあるんですけども、日野町の場合も、大谷公園を見にいきましたら、野球場の内側に、3塁側の、3塁の前のフェンスに大きな横断幕で、わたSHIGA輝く国スポ・障スポという、10メートルぐらいありましたけども、幅が1メートル、長さ10メートル、大きな横断幕がかかっていました。

しかし、私は、機運を盛り上げるのであれば、やはり役場の庁舎に横断幕を、縦でも横でもいいですので、ぜひとも掲げてほしいなど。それも軟式野球をしますっちゅうことを住民にもっともっとアピールしてほしいと思うわけですけども、その辺は計画をされているのかどうか、お伺いします。

以上、3点ですけども、次に、避難所としての役割について再質問をさせていただきます。避難所が今、27か所あるということで、質疑のときにも建設計画課の資料をいただきまして、27か所見ていたんですけども、大谷公園の場合は、やはり特殊だと思います。公民館、幼稚園、保育園は、やはり指定された人たちが、不特定多数じゃないわけですけども、大谷公園の場合は、本当に不特定多数の方がたくさん来られますので、そういったところで、同時に避難所にもなるということで、この2つが重なった場合に、非常に多くの方がそこで、避難される方とスポーツされる方が重なってしまうと思うんですけども、両方の受入れ体制は、非常に複雑な判断を迫られると思うんですが、大谷公園は役場直営というものの、役場から会計年度任用職員は配置されていますけど、正職員が1人もいない状況ですので、緊急時の対応がこれで行えるのかどうか、ちょっと疑問に思う点もありますので、この体制についてお尋ねします。

3点目については、要望なんですけども、町の公園としての役割について、ここはスポーツ施設として、町内外の利用者はもちろん、町内の親子連れとか家族連れとか、子どもたちもたくさん来られる公園施設であると思います。そうした公園というのは、松尾公園と同様に思う人もいるし、松尾公園とはまた違うイメージを持っておられる方もあると思いますけども、ただ、公園という名前は、辞書で引きますと、やはり憩いの場、くつろぎの場であるということが書いていますので、やはり親子連れで公園を訪れて、時間をその場で持たれる、ゲームをしたり、いろいろ使われることにはなるわけですけども、そういったときに、17時以降の夜間の使用について、委託業者があと管理されているかと思うんですが、マニュアル的なもので、公園はスポーツ施設以外にも、町の憩いの広場である、あるいはくつろぎの場であるということを周知、この辺を分かっておられるのかどうか、ちょっとその辺が疑問に思うことがありましたもので、この辺の指導が徹底されているのかどうか

についてもお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** ただいま高橋議員より国民スポーツ大会についてご質問を何点かいただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、日野町がレスリングの競技が熱心ということで、競技の誘致をということで、以前は動いておられたということを知り及んでおります。しかしながら、日野町には至らなかったという経過でございます。今回、レスリング競技は栗東市で行われるわけなんですけれども、栗東市も大変レスリングに熱心なところでございます。実は市の規模でいいますと体育館も大変大きなものをお持ちでして、レスリングの大会をするには、かなり大会に見合った会場であるということが、栗東市の大きな強みでございました。

日野町の場合、大谷公園体育館があったわけなんですけれども、あそこだけでは、実をいうと、レスリングの競技をするためにはちょっと不十分というふうに聞いておりました。仮設の会場を設けるならば可能ということもあったわけでありまして。それで、仮設の会場を設けて、レスリングの競技を行うということも検討に入れて、日野町でも受け入れたいということで、お話しが進んでいたというふうには思いますが、残念ながら競技をする団体のレスリング協会としては、日野町にするか栗東にするかということからすると、栗東のほうが適切に大会ができるのではないかとというような利点で、日野町が選ばれなかったというようなことを聞いております。

軟式野球競技につきましては、1市だけで行うことはなかなか難しいということで、幾つもの会場を設けなければならない。その中で、日野町には大谷公園野球場がございましたので、その野球場を十分に生かすことは可能だということの中で、県の中でも、日野町に野球を受け入れてほしいということもありまして、競技連盟の方々の視察も受けて、野球場が適切に行えるようにということで改修も進めさせてもらったところで、日野町での野球、軟式野球を開催するということに至ったわけでございます。

それと、選手の入宿体制でございます。以前、国体を迎えるときには、民泊で日野町が全員、それぞれの大字で泊まる場所を決めて、会所でおもてなししてというのを、私も小さいながら、そういうのを知っております。そのおかげもあって、実をいうと日野町、今、民泊事業を行っているんですけども、そのことで一生懸命やっていたなということで、私が推進させてもらったときには、そういうお話をいただいたこともございます。

今回、もう時代も変わって、実をいうともう、民泊での入宿というのはやっていないというのが正直なところです。選手、いろんなところに、ホテルをお借りしまして、ホテルの中で泊まらせていただいて、競技場までバスか何らかの形で移

動されるというようなことになってきております。そういった点ではちょっと、受入れとしてのおもてなしというのが、以前の43年前の国体とはちょっと若干違った感じかなというふうには思います。

高橋議員が言われました横断幕の件につきましては、役場庁舎に掲げてほしいということでございますので、すぐに何らかの対応を行いたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課主席参事。

**総務課主席参事（岡本昭彦君）** ただいまの高橋議員のご質問、2点頂戴したかと考えております。

まず、大谷公園ですが、避難所と多数のスポーツされる方が相まみえて、そういうときはどうするのかというご質問かと思えます。確かに議員おっしゃいますとおり、いろんな方がスポーツ等を昼・夜間を含めてされると思いますが、小学校なり幼稚園、保育園、ほかの指定避難所に関しましても、子どもたちとか、お昼はたくさん来られていると思います。ただ、その点からいけば、他の施設と人の来られる人数的には変わらないとは考えておりますが、指定避難所の定義といたしましては、災害が起きたときに、一定期間その場所に滞在して、自宅等が倒壊したときのために、長期間過ごせる施設という定義がされておりますので、スポーツをされている方はそのときはされていると思うんですが、1週間、10日とか、期間が長引けば長引くほどスポーツ等云々よりも、自宅に戻られる可能性もあれば、避難されておられる方もいらっしゃると思いますので、そこは他の施設と変わらないかなと考えております。

続きまして、大谷公園、会計年度の職員が張りついている関係で、有事の際は大丈夫なのかという問題でございますが、町は災害が起きたときの配置、27か所の指定避難所に職員配置、正規職員の配置の割り振りをしておりますので、大谷ですと、ちょっと詳しい人数は覚えていないんですが、6人から7人ぐらいの正規職員が指定避難所に張りつきまして、避難施設の運営に当たることとなっておりますので、そこは正規職員で対応させていただいているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 高橋議員より、大谷公園の夜間の使用上のことでのご質問を頂戴しました。ちょっと具体的な部分でどのようなことがあったか、ご提示いただけないので、こちらで想像させていただくことでの答弁になりますけれども、平日の夜間につきましては、業者委託ということで、夜間22時まで受付業務、電話対応、またご利用いただいている方の対応をさせていただいているということになっております。主に有料施設、体育館とか球場とか多目的広場がございますので、そちらのほうの対応ということになっております。



ただ、都市公園というようなことで、一般の方も来られるということで、いわゆる、何というんですか、芝生とかいった部分とか、ランニングされる方もおられますので、そういった部分でのご利用は22時まで、基本的にはできるということにはなっておりますが、そういった中で、夜間ということで、街灯、照明等、少し暗い部分等もある中で、ちょっとそういったところでの、何らかトラブルがあったということなのかどうかというところで想像させていただくところですが、一応、夜間については22時までといったことで、公園として利用いただくというようなことで、委託のほうをさせていただいているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**8番（高橋源三郎君）** 大体分かりました。今の最後の再質問は、公園を利用されている方が、スポーツの方がほとんどなんですけども、スポーツ以外で利用されている方がスポーツ優先だというふうに思っておられるんですが、やはり、公園というのは辞書で引いてみますと、先ほども申し上げました憩いの場でありくつろぎの場である空間というふうに書かれていますので、スポーツだけではないということで、そういった方々にも、何ていいますか、その目的が果たせられるように、その場の使用を認めていただきたいという意味でございますので、また詳しくは特別委員会のときにでも、お聞きしたいと思います。ありがとうございます。

では、次に、2点目の質問に移らせていただきます。2点目でございます。結婚新生活支援事業補助金についての質問でございます。

滋賀県の各自治体では、日野町、竜王町、愛荘町の3町を除く16市町において、結婚新生活支援事業として補助金の交付が行われています。私は、このことは5月16日付で発刊された滋賀プラスワンの203号に掲載されていた記事を見て知ったところでございます。

お手元のほうに添付資料があると思いますので、見ていただければ分かりますように、事業主体は市町であって、対象世帯は、世帯所得が500万円未満と書いていますけども、所得で500万円未満ということは、収入に換算しますと恐らく700万円前後になるのではないかというふうに思います。そうしますと、夫婦共働きでも700万円未満の方は、結構若い方々はおられるかと思えます。

対象経費は、新規に結婚した世帯の生活に係る費用で、主に家、住宅取得とかりフォームとか住宅の賃貸料とか引っ越し料とかいったものが対象となるそうです。それと、補助金ですけども、最高で60万円。そして、29歳以上の場合は30万円ということになっているところでございます。

これの説明は以上でございますけども、県の担当課が書いていましたので照会したところ、補助金の3分の2は国の補助であると、財源であると。3分の1が市町の財源であるということをおっしゃいました。この補助金制度は平成28年度から始まっ

ていて、近隣の市町も制度も利用されているということで、ここで私がお尋ねしたいことは、私がかねてから議会質問等で少子化対策について意見をいろいろと述べていますけれども、少子化対策は、子育て支援のみに重点を置かれていまして、子育て支援に重点を置いても出生数は増えないのではないかと。少子化対策は、子育て支援と並行して婚姻数をもっと増やす必要があるということ。それと、そうでなかったら根本的な解決につながらないと述べているところです。

岸田内閣が掲げる次元の異なる少子化対策の原案が5月25日に決まって、26日に新聞紙上に掲載されたわけですが、この中で、児童手当の拡充等について必要な財源は年間3兆円程度ということと、それと、原案の中で、両親の就労などの要件を問わずに保育所を利用できる「こども誰でも通園制度」の創設に取り組むというふうに書かれていました。また、政府は、令和6年から8年までの間の3か年間を少子化対策に集中的に取り組むということで、前倒しで政策を実施すると言っているところがございます。

政府のこうした肝いりの政策を見る限り、少子化対策は喫緊の課題であって、何としても子どもの数を増やし、子どもの成長に力を入れたいという思いが感じ取れるところがございます。

以上のことを前置きとしまして、結婚新生活支援事業について質問させていただきます。

日野町ではこの事業には取り組んでおられないんですけれども、子どもの数を増やすためには、やはり出生数を増やさないといけないし、そのためには婚姻数を増やさないといけないですし、さらに、そのためには独身男女の出会いの場の設定も必要かと思えます。これについては、度々質問しているところがございますけれども、また、結婚をするための資金の確保や、結婚をしてからの住居等への経費が非常に必要になるわけですが、そう考えると、結婚した若者、特に所得が低い若者にとって、結婚新生活支援事業は非常に必要な補助金だというふうには私は思うわけですが、そういう意味からもぜひ、日野町においても、県下16市町と同様にこの事業を取り上げていただいて、補助金の予算化をお願いしたいと思います。当局的考えをお伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 結婚新生活支援事業補助金についてご質問をいただきました。

この事業につきましては、これまでから検討を重ねてきておりまして、その効果や他市町の状況から制度化を見送ってきたところがございます。結婚時の引っ越し費用や新居の家賃のための補助ということですが、大切なことは、その後のサポートや、安心して子育てできる環境づくりがより大切と考えております。そのことから、令和5年度の事業としましては、高校生等の入院時の医療費の無償化や、学卒

後に町内に居住し、就職した方への奨学金返還支援などに取り組んでいるところでございます。

今後も国の動きに注視をしつつ、日野町で結婚・妊娠・出産・子育てを安心してできるまちづくりを進め、少子化対策につながるような結婚・子育て支援について、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**8番（高橋源三郎君）** あまり前向きな回答が得られなかった、ちょっと残念に思うわけでございますけども、所得の少ない世帯では、こうした補助金はどうしても、やっぱり欲しいというふうに思うわけでございます。経済的なリスクを恐れて、子どもを持つことを諦めたり、あるいは第1子を設けても、もう第2子以降は、ちょっともう諦めようというケースが多いというふうに思います。だから、出産を契機として仕事を完全に退職される女性は減ってきてつつあるわけですけども、ただ、正社員から、正規の社員から非正規社員に変わる流れは、今も続いているということが言われているところでございます。

問題はなかなか改善されていないわけですけども、新婚夫婦にはやはり、経済的な支援がもっとも必要なのではないかというふうに私は思うところでございます。政府も、少子化対策についてはこの3年間で勝負だということで、はっきり言っていますので、この3年間は非常に、令和6年から7年、8年は大事な期間であると言われております。

日野町が今後検討していく、政府の、国の様子を見ながら検討していくと、今、答弁いただきましたけども、4年も5年も先では私は遅いのではないかなと、この3年が勝負だと言われているのに。そういう意味では、もし、この事業を実施していただければ、少しでも子どもの数は増えるのではないかというふうに、私は思うわけですけども、令和5年度の日野町の出生数とか合計特殊出生率が、令和4年よりも本当に上がるのかどうかは、非常にちょっと危惧しているところでございます。

以前、町長が何かのときに発言された中で、今年1月の出生届は4件しかなかったということを聞きました。1月1か月で4件しかなかったら、思いやられるなど思ってびっくりしたんですけども、もう令和5年度も既に5か月が過ぎているわけでございます。この5か月が経過して、住民課のほうでもし調べたとすれば、どのぐらいの出生数が出ているかということは分かるかと思うんですが、その動向を見ていただいて、去年よりも多ければありがたい話ですけども、去年よりも少ないような状況でしたら、やはりこういった事業にも着手して、本当に補助金を出していただくように令和6年度からしていただかないと、もう、本当に日野町も子どもの数が減ってくるのではないかと思います。その点、お聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（小島 勝君）** ただいま結婚新生活支援事業について再質問をいただいたところです。何とかこの制度をとということでございますけども、まず、少子化の状況でございますけども、3月議会のときにも、高橋議員の別の施策について答弁をさせていただいたところでございますけども、2022年の国内の出生数が80万人を下回るという状況ということで、少子化が本来、国の想定していたものよりも早く進んでいるという状況でございます。そういった中で、1つ言われていますのが、コロナ禍という要因もございまして、なかなか、コロナ禍での婚姻の数が少なかったというのが1つの要件でございます。

そういった中で、なぜ婚姻に結びつかないのかということでございますけども、とある統計のデータを見させていただきますと、18歳から34歳の男性については7割、女性については6割、そもそも交際相手がいないと、巡り会わないというのが一番の大きな要因というふうに分析をされているところでございます。

そういった中で、高橋議員から、前回の議会の中でもお示しいただいたと思うんですけども、婚活中の男女が政府に期待する少子化対策ということで、資料をいただいで、その中でも一番期待される場所は、教育費用の経済的支援というところでございます。次に、婚活に関する経済的支援という順番だったと思います。そういった中で、子育て対策というのは部分的に取り組むものではないということで考えてございまして、結婚から妊娠期、また出産期、子育てを切れ目なく支援していくという観点が重要かと思えます。

そういった中で、限りある財源をどこの施策に集中して、町として施策を打っていくかということでございますが、そのこともございまして、先ほど町長も答弁しましたとおり、令和5年度から高校生等の入院に係る医療費の助成の部分を手厚くさせていただいたということで、施策を展開したところでございます。

そういった観点から、やはり高橋議員ご指摘の部分もあるかとは思いますが、どこに集中して、いかにやっていくかという観点で、今年度、このような取組をさせていただいたところでございますが、何分その点も放っておけないこととは思いますが、引き続き研究してまいりたいというふうに考えてございます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（福田文彦君）** ただいま高橋議員のほうから、年間の出生数についてどういう数字やということで、ご質問いただきました。

まず、住民基本台帳に基づく出生数につきましては、ご存じのとおり年々減っていったという状況です。例えば令和元年ですと144人、1月から12月ベースです。2年ですと142人、3年ですと122人、4年ですと117人ということで、ずっと減っていったということでございます。また、令和4年に関しまして、月ごとに見てみますと、やはり少ない月ですと4人の月がございまして、多い月です

と15人という月もあるんですけども、少ない月は4人というような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**8番（高橋源三郎君）** 今も4年間の出生数の推移を教えてくださいましたけども、確かに年々減っています。このままいくと、令和5年は117人を切って、100人を切ったら大変だと思うわけですけども、ぜひともこういうことにならないように、もしももっと減っていくようでしたら、やはり結婚新生活支援事業、16市町で取り組んでおられますので、日野町もぜひとも取り組んでいただいて、子どもの数が増えるように努力をしていただきたいと思います。このことをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。再開は、15時40分から再開いたします。

—休憩 15時25分—

—再開 15時40分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

12番、西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** それでは、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

しゃくなげ溪の整備と保全ということで、質問させていただきますので。コロナ感染もようやく収まりつつある中で、今年も春の観光シーズンには、日野町には多くの観光客が訪れていただきました。滋賀農業公園ブルーメの丘には、特ににぎわったようでもございます。幸いにも日野祭は大変よいお天気に恵まれて、宵宮、また当日も本当に多くの方で、いつにないにぎわいでもございました。鎌掛も天然記念物ホンシャクナゲ群落地のしゃくなげ溪、またダリア園、藤の寺は、連休中はコロナ前とは変わらないようなにぎわいでもございました。

今年は順調な気温の上昇とともに、シャクナゲの花も早くから開花して、連休中には見頃も終わったようにも思いました。特に町会議員の選挙の期間中はほんまにきれいなような状態でもございました。観光協会の方々は、早く開花したので、本当に気をもんでいただいた様子でもございます。

4月15日より、観光協会、また商工観光課の方も早朝より観光客の受入れ体制を整えられまして、5月5日までの間、警備に出動していただきました。今年はしゃくなげ溪では2,200名余りの方が観光をされたように聞いております。

しかし、コロナ感染で3年間のブランクがありました。爺斧岨川の遊歩道には丸太橋が架かっております。展望台に上る途中の橋はもう、長年の劣化によって本当に危険な状態にもなっております。保全金、協力金をいただいている以上は、補修

整備を早急に行っていただきたいと考えておりますが、町の対応をお伺いしたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。

**町長（堀江和博君）** ただいまはしゃくなげ溪の整備と保全についてご質問をいただきました。

鎌掛溪のホンシャクナゲは、本来標高800メートル程度の高地に自生するホンシャクナゲが比較的低位に、しかも群生して咲いているという希少さから、昭和6年に国の天然記念物に指定をされており、町の貴重な観光資源となっているところでございます。本年も県外からも含め多くの観光客の方々が、本シャクナゲの花や周辺の自然をお楽しみいただきました。

ご質問にあります遊歩道や展望台に行く道中にかかる橋については、設置から相当の年数がたっており、その都度補修を行っているものの、老朽化が進んでいるところです。また、過日、日野観光協会からも修繕に対する要望が町にあったところでございまして、現在も関係機関と情報共有し、対応を検討しているところでございます。

今後はしゃくなげ溪を訪れる方が安心して散策いただけるよう、しゃくなげ溪一帯の所有者である綿向生産森林組合などの関係機関と連携して、対応してまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 5月27日にちょっと観光協会へ行く用がございまして、そこでちょっとしゃべっていて、職員から、一遍ちょっと、大分丸太橋やら傷んだあるので、ちょっと議員さん、ちょっと一遍頼んでえなということで、ちょっとお伺いを受けたわけですが、ほうか、ほんなら一遍、町のほうに聞いてみるわということで、質問させていただいたわけですが、6月2日に台風2号で大変、大雨が降り、日野町でも警報が出たというような状態がございまして、明るる日、私もちょっと、これは見に行かなあかんと思って、見に行っていました。

遊歩道でございしますが、ダムまでの間に4本、橋がかかってあるわけなんですけど、遊歩道に、大変もう、腐食して、乗ってみるとぐらぐらして危ない、本当に危ないような状態がございました。大変大きな水が出て、川は大変きれいでございました。本当に水遊びができるような状態で、本当にきれいな、これから夏になったらたくさんの方が水遊びやらカブトムシつかみ、あそこ、カブトがたくさん、クワガタが出ますので、つかみに朝早くとか夜中に皆、寄るわけなんですけど、大変橋が危ないということで、もしかけがをされたら大変なんよなということを考えておりました。

観光協会の方も、危険ですのでこの橋を渡らないで下さいという、皆、看板は立

てもらっておりますが、本当にそんな状態でもございますので、ひとつ、ぜひとも早急な対策をかけていただきたいなと思います。なかなか、丸太橋といっても、川幅がある程度はございますので、4メートルか5メートルぐらいの丸太を何本もかけんならん。かなり経費も要ると思いますので、商工観光課のほうから役場のほうに補助をお願いしたいな、とても観光協会だけではできないということでもございますので、ぜひともひとつ、よろしく願いいたします。

それから、また花を見る遊歩道でございますが、大雨によって道も洗掘され、そしてから、またコンクリートで造ってある擬木でもある手すりでございますが、これもかなり掘れて危険な状態でもございます。ひとつ、ここら辺も考えていただいて、遊歩道の、上へ上がっていただく遊歩道なんかは来年の花まで結構でございますので、これも直していただきたいな。このように思いますが、そこら辺の検討をひとつ、観光協会の方、お願いしたいと思いますが、ご答弁があればお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（園城久志君）** ただいまは、しゃくなげ溪の整備と保全につきまして再質問をいただきました。議員、今おっしゃっていただいたとおり、しゃくなげ溪については、町の観光の重要な資源であります。そしてまた、春だけでなく、夏とか秋とかも、紅葉がきれいなシーズンは、紅葉ということでもたくさんの方が訪れられますので、その辺も加味しまして、なるべく早急な対応をさせていただきたいと思っております。現場については承知をしておりますので、観光協会からも聞いておりますし、綿向生産森林組合等も、この点については情報共有をさせていただいておりますので、現在につきましては、情報共有してどのようなことができるのかというのを、それぞれが把握させていただいて、今後の検討を開始したところでございますので、これから3者が連携して、あと県等、関係機関もでございますので、その調整を踏まえまして、安全にこれから訪れる方が楽しんでいただけるようなことを、なるべく早期に着手をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 再々質問をさせていただきます。

要望書ということで、観光協会のほうから町長宛てに要望書も出しましたということ、一昨日に聞かせていただきました。ほんな要望書も出ておりますので、ぜひともひとつ、よろしく願いしたいと思います。

それから、もう1点でございますが、シャクナゲの木も、ぐるりの雑木によって、大変もう、見にくくなっておるような状態でもございます。あそこは天然記念物であり、また鈴鹿国定公園の中でもありますので、なかなか手がつけれないというこ

とはよう知っておりますが、できれば何とか、もう少し花がよく見えるように、ひとつ、その点も併せてお願いしたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 先日、観光協会の三役もお見えになりまして、今、議員が要望された内容をお伝えをいただいたところでございます。私もこの4月に寄せていただいて、花のつきがよくて、すばらしい景色であったわけなんですけれども、確かに丸太橋は本当に、大の大人が行っても非常に恐怖を感じるような状態でございます。今は通れない状況にしておるんですけれども、何かでやはり転倒があったりとか、また折れるということになりますと、大きな事故につながるおそれが本当にありますので、それは観光協会のお声のみならず、町としましても非常に、この状態ではいけないなという認識を新たにしております。

そもそもあの場所は、県のほうが当初、ああいっただ丸太も整備されたというふう聞いております。ですが、あれ自体は町に移管してきているということでございますので、観光協会だけの責任というふうにはせず、しっかりと町のほうも対応してまいりたいと思えます。

どれだけの規模で、どこまでやっていくかにつきましては、当然、予算もかかることでございますので、しっかり協議をさせていただいた上で、対応を取ってまいりたい、来年に間に合うように、シーズンに間に合うように対応を取ってまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 大変心強い答弁をいただきまして、これでまた観光協会に私も出向けると、このように思えます。どうかひとつ、最後までよろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、5番、川東昭男君。

**5番（川東昭男君）** 5番、川東昭男でございます。何分初めての一般質問でございますので、大変緊張しております。選ばれて議員となりまして、公約の実現のために、住民の期待に沿うよう努めてまいりたいと思っておりますので、皆さん、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

空き家バンクの問題と対策についてでございます。日野町では日野町空き家・空き地情報登録制度、いわゆる空き家バンク制度が平成21年5月に施行され、今日まで約14年が経過しております。この間、区長会や広報を通じて、空き家の募集を積極的に行っておられます。私は昨年度、豊田4区の区長として、この問題で大変困ったこと、そして今なお地域で困っている状況から、この問題について質問します。

私の住む豊田4区では、この制度で購入された方がいわゆる又貸しをされ、外国



人にあっせんされている実態が3件あります。外国人がダメと言っているわけでは  
ありません。購入者が入居せず、又貸しされている状況を町が把握しているにもか  
かわらず、契約事項が進んでいるということです。この制度を利用し、区役員との  
面談では自分が住むと言って購入し、実態は前述のとおり又貸しがされているので  
す。

地元で困っていることは、ごみの問題、ごみ当番、協議の問題、除草作業などの  
区行事への参加問題などがあります。また、全てではありませんが、訪問、電話連  
絡しても、本当に連絡がつかない状況もあります。3件目の空き家では、昨年2月  
に登録、4月に契約でした。企画振興課から区長の私に電話があったのは、入居者  
が決まりましたので、面談をお願いしますでした。私が区長を受けてから13日目の  
出来事です。何のことか全く分かりませんでした。それから、前任の区長への聞き  
取り、町のホームページでの制度の確認を行い、役員会を開くなどの対応をしまし  
た。しかし、電話がかかってきてから僅か5日後には契約が進んで、されていまし  
た。私は唖然としました。「これでいいのか、日野町は。」「空き家の有効利用と地  
域の活性化、何が地域の活性化だ」と。本当に残念でなりませんでした。

町は、僅か2か月で登録から契約するという異常事態。また、契約時に、近くの  
空き家を購入した方、自らが入居すると言って購入し、又貸しをされている方が契  
約時に同伴していたことなど、これまでの2件の購入者が関係している異常が分か  
らなかったのか、残念であります。

豊田4区におけます、いわゆる今回の空き家バンク制度の3件は、令和3年11月  
2日から令和4年4月14日までの、僅か半年間の出来事であります。不動産業に関  
係する方が本制度を利用し、3件全てが外国人に賃貸しているのです。本来、この  
事業は、自治会の紹介、顔合わせ、この3件全てが間接型であるため、協力事業者  
である宅建業者の仲介などの手続があるはずです。これは制度上の、空き家の契約  
までの流れ違反です。

町のホームページでは、この制度について詳しく説明されていますが、町内の空  
き家の所有者と移住者をマッチングする事業として、公益社団法人滋賀県宅地建物  
取引業界と協定を結び、協会が推薦する宅建業者ができるようになり、仲介手数料  
は必要になりますが、手間がかからず、安心安全に契約ができるようになっていま  
す。所有者には、登録時に直接型と間接型の交渉方法を選べることになっています。

町広報ひの昨年2月号には、東桜谷の川原地区および西大路の西明寺のすばらし  
い事例が紹介されていました。この制度は、全国のそこかしこで取り組まれ、空き  
家・空き地の有効活用、定住促進による地域の活性化を図ろうとする事業ですが、  
今回のケースは想定外と軽く片づけていいのでしょうか。現に地域で困っているこ  
とを、町行政としてどのように見て、対策を考えてくれているのでしょうか。

私は区長として、この問題を必佐区長会の要望事項として、また行政懇談会の席上でも要望してきました。その後、何度も担当の企画振興課と協議をしてきました。昨年10月、担当者から、空き地・空き家対策は建設計画課に担当が一元化されました、ただし豊田4区の件は引き続き企画振興課で対応しますとお聞きしました。しかし、こちらから連絡しない限り連絡はなく、お願いしたことも相手に連絡がつかないなどと、課題は進展していません。

地域としてもそれぞれの当事者と協議をしていますが、課題が多くあり、困っています。現在、困っていても町に相談できない状況が続いています。さらに、豊田4区では、町外へ引っ越しされた後の空き家を町の空き家バンクで購入した同じ人物が購入して、他の3件と同様のことが起こっています。しかも、空き家バンクで入居した人がその家に転居され、転居後の空き家に入居された方は誰か分かっていません。このような例はほかにはないとお聞きしていますが、空き家バンクの問題は私の区だけの問題でしょうか。こうした状況を踏まえ、質問をします。

まず、1つ目に、この件についての現状認識をお伺いします。

①まず、この制度における利用登録について、町のホームページや要綱上、問題はなかったのか、お尋ねします。

②町は、3件目について、1件目と同じ購入者が関係していることを知りながら、この制度を進められたと思いますが、問題意識はなかったのですか。

③又貸しについて。当時の要綱を踏まえて、運用上の問題意識はなかったのか。また、入居者が全て外国人について、どのように思われましたか。

④町と地域の信頼関係について、どのようにお考えか。

2つ目の質問ですが、要綱の改正について、お伺いします。①昨年8月1日に本制度の改正がされています。この改正につきまして、この要因と改正された内容は、豊田4区の現状と、必佐区長会の行政懇談会を受けてのことですか。

②要綱9条関係が大きく改正されています。2項では、利用登録の誓約書と同じ内容となっており、これは、二度と豊田4区の二の舞は踏まないぞという決意と受け止め、評価をしたいと思いますが、私が気になるのは、要綱改正が令和4年8月1日で、私が改正内容を知ったのが令和5年3月の必佐区長会での行政要望の進捗状況の報告でした。なぜもっと早く知らせてくれなかったのか、お聞きします。

3つ目に、地域としてもスムーズな区運営に努力したいと思っています。入居者全てが外国人ということから、地域で混乱が生じていますが、多文化共生の地域づくりについて、町として、具体的な指導や、地元と共有することを考えているのか、お伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 5番、川東昭男君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいま空き家についてご質問いただきました。日野町空き家・

空き地情報登録制度をめぐるまして、ご地元の皆様にご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っております。

まず、1点目の現状認識でございますが、利用登録の段階においては、要綱どおり登録申込書と誓約書の提出がありましたことから、要綱上の問題はなかったと認識しております。

次に、同じ購入者が関係していることにつきましては、契約日に職員が立会いを行い、同じ購入者が同席していることを確認したことから、直接の購入者に対して再度、制度の趣旨どおり自己の居住用として定住するかの確認を行い、その旨であるとの返答を得たことから、制度上の要件としてはそろっていた、整っていた状況にあったところでございます。

次に、意図的に又貸しを行うことについては、空き家・空き地情報登録制度の趣旨とかけ離れており、問題であると認識をしております。また、外国人の方の移住については、国籍に関わらず地域の方々とコミュニケーションを取りつつ、地域の一員となり、地域の活性化につながってほしいと考えております。

次に、町と地域の信頼においては、地元では対応に苦慮いただいております、大変申し訳なく思っております。町としましても解決に向けて最大限取り組み、信頼される町政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の日野町空き家・空き地情報登録制度要綱の改正につきましては、豊田4区の事案を受け、課題を真摯に受け止め、再発防止に向けて早期に対応するため、行ったものでございます。また、要綱改正につきましては、改正の方向性を行政懇談会の場でお伝えさせていただく中で、町の意向をお伝えできたものと考えておりました。今回の経過から、要綱を改正した時点でしっかりと町の対応をお伝えすべきであったと反省をしております。

3点目の多文化共生の地域づくりですが、外国人住民が増加傾向にあることから、ふだん使われている言葉を外国の方にも分かるように配慮した簡単な日本語であるやさしい日本語を用いた資料を作成し、町のホームページにて、自治会についての説明や自治会費、ごみの出し方などについてお伝えをしておりますが、改めて地域と共有させていただく方法を検討させていただきたいと考えております。

また、地域社会の構成員として、自治会でも、外国人の方の受入れに関して、地域での対応に悩まれていること等がございましたら、町にもお伝えをいただきまして、共有させていただく中で、住みよい地域づくりができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 川東昭男君。

**5番（川東昭男君）** 答弁ありがとうございます。若干、答弁の内容が、少し私の思っているような答弁ではなかったなというふうに感じています。引き続き再質問さ

せていただきます。

1つ目の現状認識についてですけれども、まず、要綱上は問題はなかった。それから、2番目の3件目については、直接購入者に対して制度の趣旨を確認したとあります。だから要件は整っていた。確認したのは本人がやるという確認です。そして、又貸しについては、回答では、意図的にと回答していただきました。今回はまさに意図的なんです。意図的ということを引きちと念頭に置いていただきたいと思います。

そして、ほかにいろいろ思うことがありますので、再質問の件について、1つは、1番の利用登録の、問題はなかったという話なんですけれども、利用登録の要件として、前要綱9条第2項の1号に、空き家に定住または定期的に滞在して、地域の活性化に寄与する場合と掲げています。また第10条では、略して、登録内容に変更があったときは遅滞なく登録変更届を町長に出さなければならないとされています。入居者が変わるの、変更届が必要ではありませんか。

ただいまの答弁では、申請段階の話がされたわけでございますけれども、1件目、2件目、3件目、それぞれの段階で、その後の経過で指導する必要があるということがなかったのか。私は、登録の変更の指導をしなかったことを踏まえて、今回は、この受付、指導を怠ったことが、その後の問題に発展していったと言わざるを得ません。そのことについての見解をお願いしたいと思います。

それから、②、③、④は連動しておりますので、併せて再質問させていただきます。

昨年の5月27日、私が区長のときです。小島課長も同席された、町と地元の登録物件に係る経緯等について協議をさせていただきました。そのときの話で、3件目の見学の案内および契約時に、1件目の契約者、先ほどから説明しております、又貸しされている方が立ち会われていたことの説明を受けました。町が分かったので、自己の居住用と違うことから、賃貸されていることから、町も地元も困っているという話をされました、私たちに。そういう説明があって、今回の答弁とはちょっとずれがあるのではないかなと思っています。

それから、物件の2件目の件ですが、12月7日に契約引渡しがあったんですけれども、自分が住むと言って購入された。しかし、町から地域との話し合いをする場を設定するのに、町からいくら連絡しても連絡が取れないという時間が流れて、流れている間に外国人が既に入居していた。外国人と2件目の入居者があったと。それから、こうした1件目と2件目の関係からいいますと、2件目の購入者は、1件目に初めて企画振興課に訪れた方と、2件目の購入者、2人で見えているんです、一番最初に。そういったことがあって、そのときに、知り合いの不動産業者とお互い紹介し合っているんですね。その受付の段階で、このことは、町としても、知っ

ているはずなんですよ。こういった一連の状況から、利用登録から又貸しまでの要綱違反、町は知っていたにもかかわらずという表現を使わせていただいています。

また、3件目の地元との顔合わせでは、町から3名、区は5名、入居者2名で行われましたが、購入者は入居せず、同席された方が、これも外国人でしたのですけども、入居されています。

何遍も言いますが、外国人が悪いというわけではありません。しかし、短期間に、僅か半年の間に入居者が3か国にわたって入居されたと。地元としては、本当に受入れは大変なんです。そんな簡単なもんじゃないので、その辺はどのように思っていたのかということ、それから、3件全てが間接型ということで、宅建業者の連携が必要なんです。宅建業者と町との間でどのように指導がされていたのかということも、再質問したいと思います。

今言った2、3、4について、また地域の信頼についても、こういった意味で私は信頼していないと思っています。

2番目の要綱改正についてでございます。なぜ私がこのような質問をしたのかと申しますと、ずばり地域との信頼の関係なんです。地域の信頼についての町の認識の問題を問うているわけです。地域が混乱していることは、これまでの経過で十分知っているはずなんです。要綱改正については、行政懇談会の席上で方向性を示したと、方向性を説明したと言われていますが、必佐地区の行政懇談会は7月22日だったんです。そのときの説明に、すぐに弁護士と相談させて要綱をまとめていきたいということも、同時に言われているんですね。方向性は聞いたけれども、弁護士に相談して制定したのが8月1日、そして、地元には方向性を示しただけで、地域の信頼が保てるのかという、ちょっと怒りの気持ちがあることを伝えておきたいということで、これも答弁をお願いします。

3つ目の質問ですけれども、空き家バンク制度で3件、そして関連する民間での1件、全て外国人が入居されています。地元としては、年度をまたぎ、役員の交代時期などで、区の運営や、入居された方も困っています。困惑されています。そういったことで、私は多文化共生の担当課である企画振興課が、何か答弁の中では、何か問題があったらお伝えいただき共有させていただく中で、住みよい地域づくりに取り組んでまいりたいというふうに、何か受け身で答弁されているんですけども、そうじゃないと。私がこの間話した中で、受け身で多文化共生をせえと言うているわけやないんですね。その辺の、町としてしっかりとした考え方を地域に示してほしいと思います。もちろん、多文化共生の趣旨で、私は、担当課として主体的にこの問題について、多文化共生の取組をしてほしい。このように思っていますので、答弁をお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（小島 勝君）** 空き家バンクに関しまして、大きくは3点に分けてご質問をいただいているかと思います。

まず、1点目の中で幾つか再質問を頂戴しております。

まず、空き家バンク、いわゆる空き家・空き地情報登録制度の利用者の登録と、入居者の変更についてという部分でございます。制度の趣旨としましては、先ほど川東議員もおっしゃっていただいたとおり、空き家・空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るというものとなっております。そういった中で、空き家バンクの制度につきましては、利用者の申込みをいただいて、最終的にはその空き家に住んでいただくところまでが制度の対象となっております。制度が使われて入居された後の、入居された方々に対しての要綱上の適用がないというところでございます。今回の3件につきましても、通常の利用申込みと、定住するというところで誓約書にも一筆いただいた上で、利用申込みをいただいているということでございます。そういったことから、要綱上は、要件に合致していたという表現をさせていただいているというところでございます。

次に、3件目の契約のときに同席したときの話でございます。こちらにつきましては、職員が通常は契約時には同席をしないところでございますけれども、仲介業者と、直接の購入者と、1件目か2件目かの購入者らしき人が下見に来られたということで、協力会社の宅建業者からお電話を契約日の前にいただいたところです。そのことから、通常は契約日には職員は立ち会わないんですが、そこに、1件目、2件目のことがございましたので、立会いをさせていただきまして、本当に大丈夫かということで、町も地元も困っているという状況もお伝えしつつ、本当に大丈夫かということで念押しをさせていただいて、そういった下での自己の居住用に取得するというところで返答を得たというところから、これ以上、3件目の申込者について、利用を中止するというところまではできなかったというところでございます。

次にいただいたのが、2件目の件について、1件目の者も同席していて、何で町の者が気づかなかったというところでございます。そのところにつきましては、そういった状況となるということが、今後のところ、動きの中でなかなか、そこまで職員として感じ取れなかったという、反省すべき点ではあるかと思いますが、そういった状況であったというふうに思います。そういった中で、やはりそういった、なかなか、書面上整っていて、普通に申請をされて、理由もなく断るというのは、なかなか難しいという部分がございます。

次に、宅建業者さんへの指導ということでございますけれども、中間型というのが入りましたのが、確か平成29年からだったと思います。それから、宅建業者とも連絡を取りながら、空き家バンクの制度を運用していたところがございますが、制度の運用の中で、顔合わせと契約が前後するというのは、どうしてもございました。

そういったことから、空き家の要綱を改正させていただきまして、町の思いをしつかり宅建業者さんにお伝えして、その後、その部分が逆転することのないようにということで、宅建業者さんとも調整をさせていただいているというところでございます。

あと、大きく2番目のところでございます。要綱改正後に地元への連絡がきちつとなされなかったというところでございますが、この点については、誠に申し訳なかったと思っております。申し訳ございません。

最後に、区として困惑されているという状況です。もちろん他人事とは思っておりません。この問題につきましては、豊田4区だけの問題ではないというふうに考えてございます。さらに、空き家バンク以外で入居されて、地域に外国人が住まわれるということももちろん十分考えられますし、そういったことでございますので、多文化共生の取組というのなかなか、町として一步一步、どういったものをしていくかということで、今、徐々に徐々に進めている状態でございますので、そこは主体的に町としても取り組んでいって、地元の地域の方とも情報を共有しながら、多文化共生社会に向けて取組を進んでいきたいなというふうに考えてございます。

**議長（杉浦和人君）** 課長、意図的でなかったのかという質問と、それから、いわゆる町と地元の信頼関係について答えて下さい。

**企画振興課長（小島 勝君）** すみません、答弁が2点漏れておりました。又貸しの意図的という言葉がついていましたが、意図的でなくても、本来、又貸しを目的としてこの制度を運用するのであれば、制度の運用とかけ離れているというところでございます。

あと、町と地元の信頼関係でございますけども、この点につきましては、大変、豊田4区の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げたいと思えます。そういった点で、信頼関係というのはなかなか、一朝一夕で築けるものではないと思えます。これまで問題が起きてから、事務的に地元と関わるんでなくて、もっと、膝を突き合わせてではないですけども、地元も困っておられる状況をもっと真摯に受け止めまして、区長さんともっと密にして、本当に課題として、もっと連絡を取り合いながらやっていくべきだというふうに反省してございます。

その点につきましては、なかなか区長さんとは、電話連絡等で月1回ぐらいのペースでいただいたり、こちらから主体的に本当はしなければならなかったのかなという点は反省していますが、その裏では職員のほうも、この問題を何とかしたいという思いで、所有者さんの家に出向いていたり、電話したり、また豊田4区に住まわれている方にも直接訪問したり、電話をかけさせていただいたり、計50回程度になるんですが、そういった形でアクションを取らせていただいて、なかなか成果が上がらなかったの、区長さんにはなかなか連絡ができなかったという状況では

ございますけども、そこら辺もきちっとお伝えした上で、一緒に考えていくべきだったなというふうに反省しております。

**議長（杉浦和人君）** 川東昭男君。

**5番（川東昭男君）** 私の質問に対して、思いが伝わっていないのかなという感想です。今、50回ほどコンタクトを取ったという話ですけど、私は2回ぐらいの認識しかありませんね。ただ、話を聞いている中では、購入者の家に行ったと。電話しても出ないから家に行ったと。家に行ったけど留守やったと。何遍行っても留守やったと。もうずっと留守なんですよ、もう逃げているんですから、そこにいない。こっちの3件目の方に行ったけれども、電話に出ない。家に行っても留守。行ったという事実があるかもわかりませんが、そのことと私どもの地域とのコンタクトにはなっていません。ですから、何とか連絡を取って下さいと言うても取れませんねん。実際、取れへんのが事実なんです。取れないのに取れと言うとるわけやないんです。

そういうことなんです、この問題は。結局、そういうことになることが大体、普通は長けている方がいらっしゃれば分かるはずなんです。継続的にこういうことを行って、僅か半年でこういうことになっているという、このことを私は、今日、課長答弁していただいていますけれども、課長、動いてもらっていますけれども、やはり課の中で、窓口担当ときっちりとやっぱり確認し合って、この場合は区にこう言わなあかん、業者にこう言わなあかん、宅建業者にここまで言うてここまでしてもうて、それ以降はこうしようとか、改善しながら要綱なんていうのは変えていくもんなんです。文句変えただけ。受け付ける文章を変えただけ。何にも私たちの地域には問題解決になってへんです。

今後は豊田のようなことは多分、起きないと思います。要綱上、認めないというふうに決めたんですから。ないと思いますけれども、そういうことでは、私はそういうことを言っているんじゃないで、やっぱりこの問題は地域の活性化ですよ。移住を求めて、地域の中でみんなが仲よくして、そしていろんな方向性で、楽しく日野町に住み続けてもらうという施策じゃないですか。空き家に単に入れるだけじゃなくて、それがセットなんです。

要は契約優先、契約して売れた、あ、売れましたか、そうですか。地元が困っている、もう私たちは契約までが仕事なんですという回答ですよ、今の。そうやないんです。謝ってくれていることは謝ってくれているんで、あまり多くは語りたくないんですけども、再々質問をしようと思いましたが、あり過ぎて、一応、私のほうで思うことを述べさせていただいて、要望という形で締めたいと思います。

やっぱり、私ども豊田4区としては、この事業を推進していく上では、受付やいろんな指導を怠ったことが、ずっと後々、その後の問題に発展しているのではない



かと。それから、利用登録から又貸しまで、要綱上、紙が書いてあるやつが出たあるし、その紙の内容は間違いない、こんな当たり前のことですやんか。そんなうそを書けませんやん、申込みするのに。それで問題がなかったという答弁は非常に残念でした。

そういったことやなくて、やっぱり契約を優先じゃなくて、地域の、大前提である居住を皆と促していくという事業の目的を外したことが問題ではないかなという事で、ですから、町の物件が3件、バンクで買ったと。そしたら、民間で1件空いたので、その人がまたそこを買ったんですよ。波及していくんですね。これは単に空き家バンクだけの問題やなくて、地域の活性化に邪魔をされたと、邪魔している行為なんですよ、はっきり言うて。そんなじゃないので、もっとやはり行政と地域が一体となって、この問題に取り組む必要があるなというふうに思っています。

最後に要望を申し上げておきたいと思います。ある文献に、全ての人間社会は、急激な変化を超えるといろいろな支障が起き、共同生活がうまくいかなくなると書かれていました。短期間に3件プラス1件の入居者全てが外国人ということから、私の住む地域では、混乱がまだまだ続いています。今後はこのような急激な空き家バンクの進め方を深く反省していただいて、他の地域へ波及しないよう、担当職員が一丸となって、事業の執行をお願いしたいと思います。

それと、豊田4区の実情を十分に把握していただいて、今すぐ地域の役員と協議を進めて下さい。そして、行政懇談会で回答いただいたように、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを、ひとつ具体的に取り組にあたって、4区からその例をつくっていただければと思います。

日野町には、外国人が増えていると、急増しています。そういった中で、町行政は決意を持って、積極的に地域へ足を運んでいただきまして、共生の取組を進めていただきたいと思います。

よろしく願いを申し上げて、私の一般質問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 答弁もらいましょうか、町長に。

町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは豊田4区における空き家の、町の空き家バンクを利用する中でこういったことになりまして、大変申し訳なく思っております。もう、細かい部分は先ほどもやり取りの中でございました。今、最後に議員のお話もお伺いしまして、やはり制度と制度の挟間といいますか、担当の部分ではその制度にのっとったと。ただ、そもそも、その制度をそのとおりに運用することが目的ではなくて、その制度の本来の目的は、ご地元の皆さんの発展のためといいますか、そこに

あるわけでございまして、そのときに、これは今回の事案だけではなくて、我々法令や制度にのっとして事務を進めておるわけですけれども、目の前におられる町民の皆さんが何を本当に求めておられるのかというところ、どうしても近視眼的に制度をしっかり適正に運用するというところだけを見てしまいがちな部分も当然、あるわけなんですけれども、やはりそれ以前に、今回の事案も含めまして、本来に立ち返って、やはり見て、町民の皆さんと何よりもコミュニケーションをしっかり取って、ご地元の皆さんと取るべきであったと大変反省をしておりますし、この事案につきましても、今後このようなことがなないようにしてまいりたいと思いますし、引き続き4区の皆様ともやり取りをさせていただいて、これ以上、これが悪化しないといえますか、というのはしっかりと担当課も対応させていただきたいと思っておりますし、また、各課ともよく似た事案というのはあると思っております、分野は違っても。制度ばかりというわけではなくて、本来の目的に立ち戻りながら事務を執行して、しっかりと対応していきたいと思っております。

本当に、そういった意味で大変申し訳なく思っております。

**5番（川東昭男君）**　そういうことで、全課取り上げて、多文化共生、ますます各課にも関係しますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）**　以上で4名の諸君の質問は終わります。

その他の諸君の一般質問は、明14日行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）**　ご異議なしと認め、それでは、その他の諸君の一般質問は、明14日行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）**　ご苦労さまでした。

－散会　16時33分－